

令和6年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和6年3月7日 午前10時00分 開会
午後 5時15分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪珪
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教 育 部 長	井上理恵
教 育 部 理 事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板橋行則	書 記	新澤明子
書 記	神橋秀幸	書 記	福原有美
書 記	岸田聖士		

6. 会議録署名議員 6番 梨本洪珪 7番 吉村 始

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	9	松林 謙司	一問一答	改正空き家対策特別措置法について	市 長 担当部長
				CO ₂ をたくさん吸収する早生桐の活用について	市 長 担当部長
				投票用紙記入補助具の普及促進について	担当部長
2	4	坂本 剛司	一問一答	災害時における井戸水の活用について	市 長 担当部長
				災害時の避難所について	市 長 担当部長
3	1 2	増田 順弘	一問一答	能登半島地震からの教訓と今後の備えについて	市 長 担当部長
4	1 0	谷原 一安	一問一答	道の駅かつらぎの指定管理者制度運用について	市 長 担当部長
				団体補助金等の適正化について	市 長 担当部長
5	7	吉村 始	一問一答	尺土駅周辺の整備について	市 長 担当部長
				社会教育施設の専門職について	市 長 教育長 担当部長
6	1	西川 善浩	一問一答	弁之庄・木戸線の進捗について	市 長 副市長 担当部長
				奈良県社会教育センター跡地に関する ことについて	市 長 副市長 担当部長
7	8	奥本 佳史	一問一答	伝統行事への公的支援について	市 長 教育長 担当部長
				教育事業への公的支援について	市 長 教育長 担当部長
8	6	梨本 洪珪	一問一答	施政方針と各項目の進捗について	副市長 担当部長
				「住みよさランキング」について	副市長 担当部長
9	5	杉本 訓規	一問一答	小中学校給食無償化について	市 長 教育長 担当部長

1 0	3	柴田 三乃	一問一答	葛城市における地域経済循環の取組みについて	市 長 副市長 担当部長
1 1	2	横井 晶行	一問一答	防災放送内容を問う	担当部長
				防火管理対象物についての管理内容を問う	担当部長
1 2	1 4	藤井本 浩	一問一答	市が発注する建設工事の成績評定について	市 長 担当部長
				トイレが無い駅の影響や問題について	担当部長

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る2月28日の通告期限までに通告されたのは12名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は12名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は3点ございます。まず第1点目が、改正空家対策特別措置法について。第2点目が、CO₂をたくさん吸収する早生桐の活用について。そして、第3点目の質問、投票用紙記入補助具の普及促進について。以上3点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

川村議長 松林議員。

松林議員 それでは、まず第1点目の質問、改正空家対策特別措置法についてお伺いをさせていただきます。昨年6月14日に改正空家対策特別措置法が公布されたことを受けまして、昨年9月の一般質問で、増田順弘議員がかなり踏み込んだ形で一般質問をされておりますが、今回は、改正空家対策特別措置法が昨年12月13日に施行されました。すなわち実際に改正空家対策特別措置法が適用され、発効されたことを受けまして、主に空き家対策に対する進捗状況、今後の空き家対策の計画等に対して質問をさせていただきたいと思っております。昨年の増田議員の一般質問と重複する部分もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

空き家の管理強化や活用を促すために自治体ができる対応策を拡充する改正空家対策特別措置法が施行され、状態の悪い物件の区分として新たに管理不全空家を創設、市区町村が所有者に是正を勧告した場合、固定資産税の軽減措置を適用しない仕組みを設けております。国土交通省の担当者は、所有者を放置せず、適切な管理を意識してほしいと呼びかけ、空き家の所有者等による自発的な状態の改善を促しております。管理不全空家及び特定空家に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、ガイドラインによりますと、まず、

空き家等のうち特定空家の定義といたしまして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。第2点目が、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3点目といたしまして、適切な管理が行われないことにより、著しく景観を損なっている状態。4点目に、その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態。以上のように定義をされております。そして、管理不全空家は、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家と定義されております。従来の制度は、放置すれば倒壊など、周辺に著しい悪影響を及ぼすおそれがある物件を特定空家としており、新設する管理不全空家はその予備軍との位置づけであります。例えば、屋根や柱が破損、腐食している。窓ガラスが割れている。立木や雑草が繁茂しているといった点を基に市区町村が判断することになると思われます。

改正法では、市区町村が該当物件の所有者に修繕や撤去を指導、勧告できる仕組みも設定。勧告を受けた場合、所有者は空き家の敷地に係る固定資産税について、最大6分の1の軽減される措置が受けられなくなります。措置に関するガイドラインには、市町村長は、管理不全空家の所有者に対し、当該管理不全空家が特定空家に該当することとなることを防止するために必要な措置を取るよう指導することができるとあります。この管理指針に即した管理を空き家の所有者が行っていないため、直ちに管理不全空家等に該当するわけではないとあります。

管理不全空家等に対する措置の手順といたしましては、管理不全空家等として法の規定を適用して、その所有者等に必要な措置を取るよう求める場合には、市町村長はまず指導を行います。指導をしてもなお、管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家に該当することとなるおそれが大きいと認める場合には、市町村長は、特定空家に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができます。このように指導を行っていないければ勧告ができないのは、まず、指導を行うことにより、所有者等による自発的な状態の改善を促すためであります。まずは指導を行い、どこまでも空き家の所有者による自発的な状態の改善を促すことが第一義であろうかと、このように思います。

改正空家対策特別措置法では、管理不全空家の所有者に改善の措置を求める指導をしてもなお、当該管理不全空家の状態が改善されず、特定空家に該当することとなるおそれが大きいと認める場合、特定空家に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができるとあります。勧告を受けた場合、所有者は、空き家の敷地に係る固定資産税について、最大6分の1軽減される措置が受けられなくなります。この勧告を受けると固定資産税の最大6分の1の軽減措置が受けられなくなるということは、空き家の所有者にとっては大きな問題でございます。知らなかったでは済まされない、重要な問題であります。広く空き家の所有者に対しては、事前に周知徹底を図るべきであろうかと思いますが、このことに対するお考えをお示してください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 皆様、おはようございます。企画部、高垣です。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

令和5年12月13日、空家対策特別措置法が施行されました。その主なものとして、活用の拡大、管理の確保、特定空家等の除去等がございます。その管理の確保の面で、管理不全空家等の所有者が市に勧告を受けた場合、所有者は空き家の敷地に係る固定資産税等の住宅用特例が適用されなくなります。法が改正される前から、市で空き家の適正な管理に関するリーフレットを作成して、税額の上昇についての周知は行っておりましたが、令和5年12月に改正空家対策措置法が施行されたことに伴い、広報誌やホームページを通じて、しっかりと空き家の所有者の方に対して周知を行ってまいりたいと考えております。また、今後、新たに葛城市の空き家実態調査を実施する機会を通じて、文書等で空き家の所有者の方にもお知らせできるようにしてまいりたいと考えております。

川村議長 松林議員。

松林議員 総務省の2018年調査によると、賃貸、売却物件や別荘などを除き、使用目的のない空き家は全国に349万戸あり、1998年からの20年間で1.9倍に増えています。国交省は、このままのペースでは2030年に約470万戸まで増えると推計。手入れをして活用可能な空き家を増やすなどして、同年に400万戸程度に抑える目標であります。

ここで伺いをさせていただきますが、本市におきまして、空き家が何件あるのか。そのうち特定空家に該当する空き家と、管理不全な空き家はそれぞれ何件あるのかをお示ください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市では、平成29年に空き家実態調査を行い、そのときに把握した空き家の件数は411件ありました。松林議員ご質問の、現在の葛城市の空き家の件数については、平成29年以降、実態調査を行っていないため、現在の件数については把握できていない状況でございます。また、本市で特定空家に指定したものはない状況です。また、管理不全空家につきましては、現在、市で明確な基準を定めておらず、管理不全空家等に指定しているものはない状況でございます。

以上です。

川村議長 松林議員。

松林議員 私の認識では、近隣に悪影響を及ぼしている、適正な管理がなされていないと思われる空き家が存在しているのが現状であるかと、このように思います。市におきましても、早急に明確な管理不全空家の基準を定めていただきますよう、よろしく願いいたします。

市町村長は、管理不全空家等の所有者に対し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置を取るよう指導することができるとあります。昨年12月13日に空家対策特別措置法が施行されてから、管理不全空家等の所有者に対し、特定空家に該当することのないように、固定資産税などを掌握している税務課などと連携するなどして必要な措置を取るよう指導はされているのか。指導に着手しているのかどうかをお示してください。また、着手しておられるのであれば、何件ぐらい指導されているのかをお示

してください。そして今後、管理不全空家の解消に向けて、計画的に指導を進めていくという計画かどうかもお示してください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 管理不全空家等の所有者に対して、特定空家に該当することがないように必要な措置を取るようという指導をされているのかというご質問に対して答弁させていただきます。

葛城市としては、これまで住民の方から相談を受けた空き家について、担当者が現場へ確認に出向き、状況を把握した上で、空き家の所有者に対し、文書等で連絡し、適正な管理をお願いしているケースはございますが、管理不全空家につきましては、先ほども答弁申し上げましたが、現在、市で明確な基準を定めておらず、管理不全空家等に指定しているものはない状況です。今後、葛城市で空き家対策計画を策定し、管理不全空家も含め、そのガイドライン等基準を明確に定め、空き家の適正な管理に向けて、庁内における連携、実施体制を整備し、適切に実施してまいります。

川村議長 松林議員。

松林議員 改正法では、このほか、市区町村長が設定をした活用促進区域内での空き家の建て替えや土地の用途変更をしやすくする制度や、管理活用支援法人に指定された地域のNPO法人などが所有者からの相談対応に当たる仕組みも設けられます。特定空家になると実効的な措置が取れるが、そうってから対応では、増加し続ける空き家への対応には限界がある。国交省は、従来の空家対策特別措置法の効果についてこう指摘し、今回の法改正では、状態が著しく悪い特定空家の予備軍として管理不全空家という位置づけを設定しました。

総務省の2018年調査で、居住目的のない空き家とされた約349万戸のうち、腐朽、破損ありは約101万戸に上るが、簡単な手入れによって有効活用が可能なものも多いといえます。国交省では、昨年3月末現在、何らかの対応が必要であると市区町村が把握をしている空き家は約53.5万件ですが、このうち特定空家として把握されているのは約4.1万件にすぎません。特定空家に至る前の段階にある状態のものが多くを占めていると見られます。そこへの対応に焦点を当てた今回の法改正であろうかと思います。

昨年12月13日に空家対策特別措置法が施行されてから、特定空家に至る段階までの管理不全空家の所有者に対して指導、勧告ができるようになりました。また、改正法では、このほか市区町村が設定をした活用促進区域内での空き家の建て替えや土地の用途変更をしやすくする制度や、管理活用支援法人に指定された施設のNPO法人などが所有者からの相談対応に当たる仕組みも設けられます。今後、空き家の利活用も含めて、空き家の適正管理が適切に進むよう具体的に空家対策計画を設定するなどして空家対策事業を計画的に進めるべきであると、このように思いますが、阿古市長のお考えをお示してください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 令和6年度予算で、空家等実態調査及び空家等対策計画策定事業につきまして予算計上しております。空家対策計画の策定に着手をしまいたいと考えておるところでございます。空き家の問題というのは、最終的には、利活用ができるかどうかというのが一番大切だと思います。ですので、空き家としての資産価値をいかにその地域で持てるかというのが一

番の大切なことやと思いますので、今回の計画の中でも、利活用の部分につきまして、どのような緩和ができるのかも含めまして、それと管理不全空家の定義といいますか、それを明確にしないといけないのかなということを考えております。

以上でございます。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。本市におきまして、実効性のある対応の空き家対策を切に要望いたしまして、第2点目の質問、CO₂をたくさん吸収する早生桐の活用についてお伺いをさせていただきます。最近、日本だけではなく、世界中で集中豪雨や台風などの自然災害が深刻化をしております。これらの地球環境の問題は、将来の遠い出来事や他の国の問題ではなく、私たちにとりましても身近な課題といえます。ですので、私たちは迅速に対処する必要があるかと思います。そのために、葛城市では、令和3年12月16日の議会で、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取組を行うという、葛城市ゼロカーボンシティ宣言を行いました。ここで伺いさせていただきます。葛城市のゼロカーボンシティに向けての具体的な取組は、どのような取組をされているのか。また、ゼロカーボンシティを実現するために葛城市はどのような施策を進めているのかお示してください。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部の前村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ゼロカーボンシティ達成に向けた現在の取組状況をご説明申し上げます。令和3年12月にゼロカーボンシティ宣言を行い、翌令和4年度は、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために示す計画であります葛城市地球温暖化対策実行計画事務事業編を、2050年を見据えたものに改訂いたしました。そして、本年度は、国の令和4年度第2次補正予算の補助金を獲得し、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を実施いたしました。この事業を基に、令和7年度には、葛城市全体の地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定を目指して進めているところでございます。

次に、現在進めている主な施策でございます。まず、市役所においては、令和2年度から、庁舎照明のLED化、事務文書類の紙媒体から電子媒体への移行化、太陽光やコージェネレーションシステムの設置、そして、市内全体では、NPO法人エコ葛城市民ネットワークと協働したおひさま堆肥事業、おもちゃ病院、自転車再生事業、再生資源集団回収、家庭用生ごみ減量化等処理機購入補助、住宅用太陽光発電システム設置補助、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）設置補助などを進めております。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。ゼロカーボンシティとは、地球温暖化の原因となる温室効果ガス、二酸化炭素などの排出量を森林などが吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすることです。また、カーボンニュートラルとは、脱炭素と同じ意味で使われる言葉であり、温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いた合計がゼ

ロになるように取り組むことを指します。具体的には、私たちが生み出す温室効果ガスの量と、それを吸収する自然環境の力がバランスを保つことを目指す取組といえます。最近、早生桐という樹木が注目をされております。早生樹の一種で、5年から6年で成木、高さが15メートルになります。杉やヒノキは、成木になるのには40年から50年もの時間を要します。また、一般の桐自体が、成長が早く、20年から30年で成木になります。それと比べると早生桐はとてつもなく成長速度が早いことが分かります。すごい早さで大人の木に成長いたします。また、早生桐のCO₂吸収能力につきましては、近年、CO₂排出量削減を目指す業者が増えております。その一環として、成長速度が早く、二酸化炭素の吸収量が高い早生桐などの木を植林し、通常の植樹林よりも多くのCO₂を吸収する環境をつくり出しております。この取組により、世界中で排出される二酸化炭素を早生桐の成長過程で吸収し、結果的にCO₂排出量をゼロに近づけることを目指しています。

早生桐などの樹木の苗から成木になるまでの過程でCO₂吸収量が増加し、成木になるとCO₂吸収量が一定になります。早生桐が特に注目される理由といたしまして、他の木と比べてCO₂吸収量が大きいこととあります。杉やユーカリ、ヒノキの人工林1ヘクタール当たりの年間CO₂吸収量は推定8.8トンですが、早生桐の人工林では年間43トンにもなります。これは他の木の5倍から6倍に相当します。また、早生桐は萌芽更新と呼ばれる特性があります。萌芽更新とは、根、苗、枝、成木を切断しても、そこから新たな芽が出てきます。これにより、早生桐は1株伐採しても、そこから苗を植えなくてもいいので、経済的にも優しく、環境に優しい植林となっています。

群馬県安中市では、温室効果ガスの排出量削減や林業振興につなげようと、一般の桐より成長が早く、二酸化炭素の吸収量が多い早生桐の植栽を推進しており、市内の業者らを対象に、苗木の購入費の一部を助成し、遊休農地や耕作放棄地への有効活用を後押ししております。また、昨年、徳島県徳島市では、市内の小学校2校と中学校2校で早生桐が植樹されました。今回植樹された早生桐は、市内の小・中学校での環境教材として使ってもらおうと、株式会社F U J I Y Aから寄贈されたものであります。小さな一歩でありますけれども、ゼロカーボン達成には、早生桐の植林、植栽が非常に有効であると思います。そのためには、市民の協力や関係機関との連携が必要です。また、早生桐の育成や植林活動の計画立案、資金調達なども考慮する必要があると思いますが、目標達成のためには、実行する価値はあると思いますが、阿古市長のお考えをお示してください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 ゼロカーボンシティ宣言をいたしましたその大きな目的というのは、皆さん方はご存じですけど、今の気象変動の問題が非常に大きゅうございます。2050年にカーボンニュートラルを達成するというのは並大抵ではありません。ですので、総合的な取組をやっていく必要がある。その中でできることは、一つでも増やしていきたいという考え方があります。ただ、その目標を達成するために、やはり一番根本的な問題になるところは、クリーンエネルギーでもって発電をできるのかどうか。例えば水力発電や、今、原子力はともかく、置いておきますけども、地熱発電や、例えば風力発電、太陽光発電等々の発電をもって、クリーンエネ

ルギーで化石燃料を燃やさない形でやれるのかどうかというのは、一番大きな問題だと思います。そういたしますと、電力会社等にそれをしていただくということが一番大切なのかなと思うんですけども、それができない場合は、その地域、地域でやはり発電所を持つ必要がある。クリーン発電の発電所を持つ必要がある。メガソーラーという考え方ではなくて、例えば、大きいものができなくても、家庭での屋根に太陽光パネル等を載せるようなものも、要は、小さいものであっても、それが非常な数があれば大きな発電力になるということです。ですので、葛城市の場合は、国が太陽光発電等の補助事業、補助金の事業をもうやめておるんですけども、いまだに継続しているというのは実はそこにあります。ですので、取組としてはいろいろあると思いますので、有効な事業というのは積み重ねていきたいと思います。議員ご指摘のお話も、これは葛城市にとっての林業という、やはりその分野での配慮も含めた中で考えていく必要があるのかなと思います。検討していきたいと思います。ありがとうございます。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。葛城市ゼロカーボンシティの目標達成に向けまして、一般的な木よりも成長が早く、二酸化炭素の吸収量が高い早生桐の植林、植栽の事業を進めていただきますことを切に要望いたしまして、第3点目の質問、投票用紙記入補助具の普及促進についてお伺いをさせていただきます。まず、視覚に障がいのある方が投票用紙に字を書けない場合は、どのようにして投票できるのかをお示してください。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

視覚に障がいのある方が投票用紙に字を書けない場合の投票方法でございますが、現在、2通りの方法がございます。まず1つ目が、点字による投票でございますが、こちらは、期日前投票所を含む全投票所に点字用投票用紙と点字機を配置しております。2つ目が、代理投票による投票でございます。こちらは、あらかじめ投票所の投票管理者が、投票事務従事者の中から2名の代理投票に係る補助者を選任し、視覚に障がいのある方が投票の際に、まず1名の補助者に対して口頭で候補者名を伝えていただき、その補助者が代筆し、ルール上、もう1名の補助者が、代筆した補助者の不正などを防止するため、目視で記入内容の確認を行うことにより投票をする方法でございます。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。簡単に言うと、視覚に障がいのある方が投票する場合は、投票補助者による代理投票と、点字によって投票を行う点字投票があるということですが、視覚に障がいをお持ちの方で点字が使える方は少ないのが現状であります。我が国全体の身体障がい者の数は約330万人であり、そのうち視覚障がい者の総数は30万人を超え、北陸におきましても1万人を超えております。また、そのうち65歳を超える人の割合は69.3%であり、高齢化が進む我が国におきまして、今後何らかの視覚障がいを持つ人が増えてくることが予測されます。視覚障がい者といっても、視力や視野は千差万別で、先天性でない場合が多いと言われております。つまり、視力の低下や視覚の障がいが増進する中で、できる限りの努

力をして、何とかして自分の目で見ようとする人が多く、また、障がいの種類によっては、症状も異なり、全盲以外の障がい者は、見える範囲を生かして自らの視力で見ようとします。そのため、点字を身につける機会を逃す場合が多く、点字の識字率は視覚障がい者の約10%と少ないのが現状であります。視覚障がい者の外出支援などの方策として、一般的に点字の案内を設置することがありますが、点字による案内を利用する視覚障がい者は比較的少ないのが現実であります。一般的に、視覚に障がいのある人、特に重度の視覚障がいをお持ちの方が点字が使えると思われがちですが、点字が読める視覚障がい者は全体の1割程度と考えられます。したがって、視覚に障がいのある方が投票する場合、点字による点字投票よりも、投票補助者による代理投票で投票されるケースが多いと考えられます。

神奈川県厚木市で、視覚障がい者が自らの投票用紙に候補者名や政党名を書けるようにする補助具が、昨年7月の市議選から導入をされました。このような視覚障がい者への投票支援は、全国で2例目となります。少し紹介をさせていただきます。導入された投票用紙記入補助具は、投票用紙を挟んで使用するプラスチック素材のケースで、記入欄に当たる部分がくり抜かれており、投票用紙を挟むと触るだけで記入する位置が分かるようになっております。現在、補助具は、期日前投票所を含めた市内全51か所の投票所に配置、7月の市議選では、少なくとも7人以上の視覚障がい者が補助具を使用し投票できたといえます。諦めていたことができるようになって本当にうれしいと、このように喜ぶのは、補助具を使用して投票した厚木市在住の柏木容子さん。中途失明の柏木さんは点字が使えないため、投票の際、事務従事者に代筆してもらっておりました。その際、投票事務従事者に代筆をしてもらうときに候補者名を口頭で声に出して伝えなければなりません。周囲が見えず、誰が聞いているか分からない柏木さんは、代筆してもらうときはいつも怖く、恥ずかしい気持ちも強かったと胸の内を明かします。このことを理由に、周囲の視覚障がい者の中には投票を棄権する人もいると、柏木さんは残念がっております。

苦悩を抱え込んでいた柏木さんは、昨年5月下旬、公明党の遠藤市議と初めて会い、相談。切実な思いを聞いた遠藤市議は、補助具の作成ができないか、すぐに市選挙管理委員会へ働きかけました。その結果、翌6月中旬には、全投票所に補助具が完備され、7月9日投票の市議選に間に合うことができました。自分で候補者名を書いて投票するという、他の人と同じことができ自信にもつながった。柏木さんは、補助具の完備を喜ぶ一方、同じように投票へ不安を抱える視覚障がい者らに思いをはせ、いち早い全国への普及と周知を願ったとあります。

厚木市選管によると、視覚障がい者への投票支援はこれまで全国で京都府舞鶴市の1か所のみでありましたが、公明党遠藤市議の働きかけによりまして、厚木市が続き、現在は、東京、神奈川、静岡の3都県内にある自治体で補助具導入の検討が進んでいるとのことあります。

視覚に障がいをお持ちの方は、点字投票や代理投票などの方法で投票することができますが、他の有権者と同じように自分で候補者名を書いて投票することができる環境が整っておりません。これは視覚障がい者の自己表現や自己決定の権利が制限され、不安や劣等感を感

じることにもつながります。投票用紙記入補助具を設定することで、視覚障がい者も他の有権者と同じように自信を持って投票できるようになります。本市におきましても、投票用紙記入補助具を早急に全投票所に配置して、視覚に障がいをお持ちの方も、他の有権者と同じように候補者名を書いて投票することができるようにするべきであると思いますが、このことに対するお考えをお示してください。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 選挙管理委員会といたしましては、視覚に障がいをお持ちの方が、安心して投票にお越しいただき、ご自分で投票用紙に候補者名をご記入いただくことは、意義あることと考えております。その一助として、ただいまご紹介いただきました、投票用紙記入補助具を投票所に配置することにつきましては、啓発等も含めまして、前向きに検討させていただきたいと考えます。

川村議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。視覚に障がいをお持ちの方も、投票用紙記入補助具を設置することで他の人と同じように自分で候補者名を書いて投票することができます。この当たり前の権利が行使できますように、投票用紙記入補助具の設置を切に要望いたしまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

川村議長 松林謙司議員の発言を終結いたします。

次に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 皆様、おはようございます。坂本剛司でございます。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は2つ。災害時の井戸水の活用についてと、災害時の避難所についてであります。2つとも、災害対応についてお聞かせをさせていただきます。

なお、これより先は質問席にて行わせていただきます。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 では、よろしくお願いいたします。

まず、このたびの令和6年元旦に起こりました能登半島地震におきまして、お亡くなりになりました方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧、復興と、平穏な日々が戻りますことをお祈り申し上げます。

今まで私は、災害ごみ、災害時のトイレなどについて質問させていただきましたけれども、今回も災害関連の質問をさせてもらいます。葛城市が能登半島地震級の災害を被災したという想定での質問でございます。

さて、1つ目の質問であります。災害時における井戸水の活用についてでございます。記憶に新しい能登半島の大地震において、ライフラインが途絶え、まちは大きな被害を受け、不自由な生活が強いられ、疎開することもままならない状況が、連日連夜ニュースで報道されております。震災では、人間が生きるために最も必要なものは水です。飲料水は、水のペットボトルを震災に備え備蓄することで何日間は大変ですが、問題は、生活用水の不足

による不衛生な生活環境が生まれ、多くの震災関連死を引き起した要因の1つであると言われております。汚いトイレの使用を控えるために、水を我慢して飲まなかったことが原因で心筋梗塞や脳梗塞でお亡くなりになった人の数は少なくないと言われております。水さえあれば、これらの人は生き延びることができたのかもしれませんが。そこで、このような状況を救う一助となったのが井戸であります。過去の震災から井戸水を使用することができたところでは、炊事、洗濯、洗い物、トイレ、防火用水、炊き出しに重宝され、また、安全性が確認され、飲み水として使用されていた井戸水もあったことから、多くの人々が救われたそうです。そこで井戸水についてお聞きします。葛城市には個人が所有する井戸はどれぐらいあるのでしょうか。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 おはようございます。上下水道部、井邑でございます。よろしくお願いいたします。

下水道課では、公共下水道と接続し、排水している井戸のみの数を把握しております。その数でございますが、一般家庭用として使用されているものが34本、事業所用として使用されているものが6本で、合計40本となっております。

以上です。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。公共下水道と接続し、排水している井戸が、家庭用と事業所用で40本ということであります。下水道と接続していない個人の井戸を入れると、もう少し多いかもしれません。更に質問させていただきます。井戸水の安全性はどうでしょうか。また、井戸水の検査はどのようになっているのでしょうか。そして、飲み水として利用できる井戸はあるのでしょうか。どうですか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。よろしくお願いします。

葛城市内の井戸水水質検査として奈良県が毎年行っている水質汚濁防止法の測定計画に基づくものがございます。これは、市内をおおむね10キロ四方で区分した区画から原則1つの井戸を選定し、設置者の理解と協力を得て、葛城市では3つないし4つの井戸で測定されているものでございます。ただし、この検査は、地域全体の地下水質の状況を把握して地下水質汚染を発見することを目的とするものでございますので、個々の井戸水の安全性を検査するものではありません。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。検査は、10キロ四方の区画から原則1つの井戸を選定して、葛城市では三、四か所でやっているということで、飲み水として使えるかの目的で検査してないので分からないということであります。

葛城市のホームページの水道の災害対策では、断水したときは、飲み水だけでなく、トイレなどに使用する生活用水も必要になります。お湯を入れ直すまでお風呂の残り湯を捨てずにため置きしておくなど、生活用水の確保をお願いします。給湯器などを備えたご家庭で

は、停電時における貯湯タンクの水の利用方法も事前に確認しておいてくださいと配信されております。

奈良市では、災害時に洗濯やトイレなどに使用できる飲料水目的外の井戸を登録し、市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的に、奈良市災害時生活用水協力井戸登録要領を定めています。ここでお聞きします。災害時に市民生活を維持するための生活用水として井戸水を利用する考えは葛城市にあるのでしょうか。また、水質安全性確保のため、井戸を所有されていて、井戸水の提供を希望される方の井戸の水質検査に対する補助金や、使われていない井戸の手動式ポンプの修理などの費用を補助する制度を設けたり、もしくは、市が検査を無料で実施する考えはないのでしょうか。お聞きします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

現在、葛城市におきましては、ご家庭の井戸水を災害時の生活用水として利用させていただくような登録制度はございませんが、井戸水の活用につきましては、今後、他の自治体の実施している施策等について、まず調査、研究を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 調査、研究をするということで、市は井戸水を活用するのにはあまり前向きではないと感じました。井戸水の活用は結局、災害時には個々の自己責任でやらなければならないのかなというような思いを持っております。私は、葛城市が住みよいまちランキング上位であることも踏まえ、葛城市民の安心・安全な生活を維持できるよう、市として前向きに行動され、市民から住んでいてよかったと言われるように対処されますことを要望しておきます。

次の質問であります。災害時の避難所についてであります。まず、福祉避難所についてであります。福祉避難所につきましては内野元議員が複数回質問されておりますので、私は、詳しいことは今回は除かせていただきます。福祉避難所とは、災害時において、一般の避難所では避難生活に支障がある方のために特別な配慮がなされた避難所です。対象者は、要介護高齢者、障がいのある方、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障がいのある人、難病患者等、一般の避難所では避難生活に支障のある方です。そこで質問をさせていただきます。精神障がいがあるような医療が必要な方、また、一般避難所での団体生活が無理な疾患がある方は福祉避難所となるのか。調べると、まず、一般の避難所に行って、そこで福祉トリアージを受けることとなっております。トリアージとは、福祉避難所に行ったほうがよい人を保健師等の職員が選別し、福祉避難所に行くのか、一般避難所なのかを決めることとなっておりますが、それでよろしいのでしょうか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 議員のお述べのとおり、民間の福祉避難所は、要支援者台帳に登録されている方やお体の不自由な方、介護の必要がある方などの避難先となっております。議員お尋ねの、指定緊急避難場所や指定緊急避難所で体調不良であるとか、指定緊急避難所での生活が困難である場合には、まず、地区福祉避難所、こちらは小学校附属幼稚園となりますが、そちらへ避

難をお願いすることになります。しかし、地区福祉避難所での生活が困難である場合につきましては、奈良県保健医療調整本部より派遣されたDMA TやD P A Tなどの医師や保健師、看護師などにより編成されます医療救護班によるトリアージを受けて、民間の福祉避難所、もしくは医療機関へ移動していただくために、一時的に指定福祉避難所でありますゆうあいステーションのほうに移動していただき、民間の福祉避難所等の受入れ体制が整うまでの間、生活していただく流れとなっております。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 民間の福祉避難所には、もともと生活しておられる要介護認定を受けた方だと思いますので、そのまま、災害の場合は民間の福祉避難所で避難をされるということになるかと思います。そのほかの方は、トリアージを受けて、地区福祉避難所なのか、指定福祉避難所、これはゆうあいステーションということになりますが、そこに行って、民間の福祉避難の体制が整うまでゆうあいステーションで避難をして待機すると。それ以外の方は、トリアージを受けて、一般避難所ということになろうかと思います。そこで質問ですが、先ほどトリアージを行うのは保健師等の職員がということになりますが、トリアージを行う保健師等の職員の方は、災害時にはすぐに手配できるのでしょうか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 トリアージを行います保健師と職員の手配につきましては、市の保健師等での対応能力のみで不足する状況となった場合は、迅速に奈良県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣要請を行い、必要な要員の確保を行うこととなります。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。福祉避難所に行くのか、一般避難所なのか。迅速に保健師等を派遣していただいて、迅速に対応をお願いしておきます。

更に質問でございますが、先ほど出てきました葛城市福祉総合ステーション、ゆうあいステーションであります。一般避難所にもなっておりまして、福祉避難所にも指定されております。そのすみ分けは大丈夫でしょうか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 ゆうあいステーションにおけます指定避難所と福祉避難所のすみ分けでございますが、ゆうあいステーションは、市内で唯一の指定福祉避難所に指定されております。指定福祉避難所とは、重度の介護を要する場合や、障がいの程度が重く、地区福祉避難所では生活が困難な方などを民間の福祉避難所もしくは医療機関へ移送するに当たり、暫定的に受入れを行う福祉避難所でございます。ゆえに、ゆうあいステーションの指定福祉避難所部分において、長期的な避難生活は想定しておらず、居住スペースにつきましても、一般の避難者の方とは別の居室で生活していただくこととなりますので、すみ分けはできております。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。ありがとうございます。葛城市の福祉避難所は12か所あるんですけれども、12か所設定されておりますけれども、市立幼稚園以外の民間老人介護保険施設が福祉避難所として認定されておりますけれども、その民間介護保険施設の耐震構造は大丈夫でしょうか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 民間の福祉避難所の耐震性につきましては、現在、葛城市におきましては、6か所の民間福祉施設と協定を締結させていただいておりまして、福祉避難所として指定をさせていただいております。協定締結時の聞き取り調査におきまして、全て耐震構造であることを確認させていただいておりますので、耐震性は確保できております。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。では次に、ペット同伴避難所についてお聞きしたいと思います。今やペットは家族と同様に扱われております。ペット同伴避難所については、総務建設常任委員会でも話し合われたと聞いております。2月19日の毎日新聞の記事がございます。ペット同伴避難所について、災害時にペットと飼い主が同じ建物の屋内で避難できる専用避難所を開設するのは、道府県庁所在地と政令市、東京23区の全74市のうち6市にとどまることが、毎日新聞のアンケートで分かったと記載してあります。国は、ペットを伴う避難を推奨する一方、専用避難所の開設は自治体には義務づけておりません。避難所の体制が整っていない場合、ペットと一緒に過ごしたい飼い主が、また後で出てきますけども、車中泊や、壊れた自宅での避難生活を選ぶケースが各地の被災地で相次いでおります。この対策が急務となっております。

災害時に多くの人が避難生活を送る避難所では、動物が苦手な人も少なくなく、臭いや鳴き声の問題もあることから、犬や猫などペットをどう受け入れるかが課題となっております。元日に発生した能登半島地震でも、飼い主が避難所への避難をためらい、ペットとともに過ごすことを優先する事態が生じております。そのため、環境省は、2018年にまとめたガイドラインで、ペットは家族の一員になっているとして、飼い主の心のケアの観点からも、ペットと一緒に避難所まで行ける同行避難を推奨しております。そのアンケートによりますと、都道府県庁所在地と政令市、東京23区の全74自治体のうち約3割の25市区が避難所でのペットの飼育場所を、原則屋外を想定と回答しております。残りの自治体の大半は、屋内、屋外などのルールを定めておらず、受入れ場所は、地域の事情に応じて避難所ごとに決めるというようになっております。

屋内でペットと過ごせる確証がない場合、飼い主は避難所での避難を避ける可能性が大いにあります。そこで有効になるのが、飼い主がペットと同じ部屋で避難生活を送れたり、建築物の別の部屋で飼育したりできる避難施設として、先ほども出てきました、自治体が開設する専用避難所でございます。専用避難所を開設すると回答したのは、福島市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、宮崎市の6市であったと。宮崎市はそのうち9か所を用意するという回答でありましたけれども、残りの5市は1か所だけとなっております。専用避難所を開設できない背景には、避難所のスペースや受入れ態勢の問題がございます。現在の避難所で十分な場所を確保するのは難しい。専用避難所の設置に対する要望がありますけども、施設や運営職員の確保が難しいなどの要因であります。専用避難所を開設するとした佐賀市も、専用避難所が郊外にあり、そこまで被災した場合に避難することができるかどうかというリスクもあるということでもあります。つまり、ペット同伴用の避難所の開設は容易ではないと

いうことではありますが、葛城市ではどうお考えでしょうか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 ペットについては、一緒に避難していただくことが可能でございます。まず、ペットと一緒に避難する場合につきましては、同行避難と同伴避難がございます。同行避難とは、ペットとともに避難所まで来ていただき、ペットはケージ等に入れ、避難所の指定された場所に置いていただき、避難者は避難所内で別々に避難生活をするを言います。一方、同伴避難とは、盲導犬や介助犬、聴導犬と一緒に避難される場合に、ペットとともに避難所まで来ていただき、避難所の受付にご相談の上、ペットと一緒に避難所内で避難生活を送ることを言います。議員お述べの、葛城市におけるペット専用の避難所につきましては、先ほど述べました運用を考えておりますので、現段階では設置の予定はございません。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 つまり、葛城市では同行避難は可能であると。避難所の外でケージなどにペットを入れて、飼い主と隔離して避難してもらおうと。同伴避難ができるのは、盲導犬、介助犬、聴導犬に限ると、こういうことであります。葛城市は、ペットとの同伴避難所としては用意はなかなか難しいと、そういうお答えであります。

次に、災害時の車中泊避難への対応についてお聞きします。昨今、レジャーとしての車中泊もよくうたわれておりますが、災害時の車中泊とは全く違うと思います。先ほどのペット同伴避難所にも出てきましたが、ペットと一緒に一般避難所には、同行避難になりますから、なかなか難しいものです。そういう方は車中泊避難をしてペットと一緒に避難される場合もあります。車中泊避難は、その名のとおり、避難生活を車内で行うことであります。これにはメリットとデメリットがございまして、そして災害時には心や体に様々な負担がかかりますので、デメリットも事前に十分理解しておく必要があります。

まず、メリットでございますが、自宅や指定の避難所に倒壊や2次災害の危険がある場合、車中泊は有効な避難方法になります。ただし、車中泊する場合は、安全な場所であるか、救助活動などの妨げにならないか、確認しておく必要があります。また、プライバシーが確保できるのもメリットであります。大勢の人が集まる避難所では、なかなかプライバシーの確保は難しいし、周囲に気を遣うこともございます。家族の状況によっては、車中泊をベースとした避難生活のほうがストレスがかかりにくい場合もあります。そしてペットと同伴避難ができる。車を移動手段として使えるメリットもあります。

車中泊避難のデメリットではありますが、大きなデメリットは、健康リスクであります。車中泊避難で起きやすいのがエコノミー症候群です。長時間同じ姿勢をとることで起きる疾患です。ほかに、自主的な車中泊避難では、一般の避難所とは違い、支援情報が届く可能性があります。家族全員の就寝スペースをとりにくい。トイレを自ら確保し、衛生管理もしなければならぬのがデメリットなどです。では、質問ですが、葛城市は災害時の車中泊避難はどのように認識されておりますか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 まず、車中泊避難とは、避難所における集団生活が難しい方による車の中での避難生

活でございます。その理由には、プライバシー保護のため、また、精神的に家族以外と生活するのが困難な場合、さらに、先ほどご質問いただいた、ペットがいるためなど様々な事情があると推察されます。しかし、議員もお述べのとおり、車中泊避難はエコノミークラス症候群など健康的な被害をもたらすリスクがございます。エコノミークラス症候群とは、長時間座った姿勢を続けるなどの際に、足や下半身などにできた血液の塊が血流に乗って肺の血管である肺動脈に詰まり、胸の痛みや呼吸困難、また、循環不全などを来す病気でございます。こうした健康的な問題が生じるリスクがございますので、基本的には、災害時の避難におきましては、車中泊は好ましくないものと認識しております。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 デメリットを優先すると、当然、車中泊は好ましくないということになるかと思います。でも、能登半島地震の場合もそうですけれども、災害時に車中泊避難をする方は必ず出てこられます。車中泊避難を地域防災計画に明確に位置づけて、支援や情報が届く仕組みを構築すべきだと思いますけれども、どのように葛城市は取り組んでいけますでしょうか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 車中泊避難をされている方に対しての支援や情報提供についてですが、諸事情によりどうしても車中泊をせざるを得ない場合もございますので、葛城市では、地域防災計画におきまして、車中泊をされている避難者に対しまして、体操の推奨などの健康管理対策、また、食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握や、避難者名簿への登録、さらに、車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所の勧奨などを実施することとなっております。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。次に質問ですが、車中泊避難用の受入れ場所の確保を進めるべきだと思いますけれども、どのように取り組んでいけますでしょうか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 基本的に災害時における避難所への移動は、自動車などの乗り物を推奨しておりません。しかし、やむを得ず車中泊を希望される場合につきましては、できる限り、医療救護班が設置された避難所の近くの場所で車中泊避難をしていただくよう、情報提供やお声がけに努めさせていただきたいと考えております。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 災害時に車中泊避難をされる方は必ずおられますので、それらの方に行政の支援、情報等が行き届きますように要望をいたします。

次に、災害対応型自動販売機についてであります。市役所の1階にもございますけれども、私はあまり気にならなかったんですけれども、能登半島地震が発生した元日の夜、自主避難所である穴水高校に設置された飲料の自動販売機3台が壊されました。そしてジュースなどが避難者に配られたということでもあります。その一方で、その1台を管理する北陸コカ・コーラボトリングが、壊されたことにより県警に被害届を提出したという報道がありました。でも避難者は、配られた飲み物を大変ありがたく思われたということでもあります。

災害支援型自動販売機ではありますが、どういうものかといいますと、大災害などの発生時に、遠隔操作により無償で製品を提供できる自動販売機ということであります。地震など災害発生時に通信ネットワーク技術を活用した遠隔操作によって、自動販売機に搭載された電光掲示板に災害情報を流したり、本体に残っている飲料を無償で提供したりと、緊急時に自動販売機ならではの機能を活用した支援を行うことで地域社会に貢献するものでございます。東日本大震災発生時には、製品の無償提供が行われ、帰宅困難者の方々から感謝の言葉を多数いただいたということでもあります。この自動販売機は、設置主と該当自動販売機のオペレーションを担当する地域のボトラー社との間で結ばれた災害支援協定に基づいて設置されることが多く、無償提供はどのタイミングで誰が判断するのかといったことは、協定の内容によって異なるとなっています。実際の設置場所としては、公共性の高さから、まさに緊急時の避難場所に指定されている地域の学校、あるいは体育館や公共施設、病院などが中心となっていますとあります。そこで質問ですが、葛城市では現在どこに設置されておりますか。幾つ設置されておりますか。それで十分ですか。新設する場合の判断基準はございますか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 葛城市の場合、災害ベンダー自動販売機でございますが、普段は通常の自動販売機として使用しておりますが、災害時で停電になった際には、人的操作で自動販売機内の商品を取り出すことができるようになっている自動販売機のことをいいます。災害発生時には、ライフラインが寸断されてしまった場合、ライフラインの復旧や救援物資が届くまでの期間、一時的に飲料を提供するインフラとしての役割を担うこととございます。設置基準につきましては、特に決まった基準はございません。設置場所につきましては、市内の公共施設や大字公民館など、今現在、29か所に設置をしております。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 私は正直、そういう販売機があるのは知らなかったんですけども、私の地元では、まず、公民館、その公民館には災害型自動販売機はございません。そして公民館は狭いので、奈良文化高校が最終的な避難所に指定されております。そして、奈良文化高校に災害対応型自動販売機がございませうかと、置いてありますかと聞きました。そうしたら、置いてませんというふうな答えでございました。置いてほしいとは思いますが、これは協定を結ばないといけないので、仕方がないものだと思います。支援物資が迅速に届けばよいことであって、そういうふうになるように要望をしておきます。

最後に市長にお聞きをさせていただきます。災害が起こった際、災害対策本部長として、どのようにリーダーシップを発揮して、市民の安心・安全を守る行動をとられますでしょうか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 かなり難しい問題だと思っております。まず、災害が起こったら速やかに災害対策本部を立ち上げます。災害対策本部長は市長である私になるわけなんですけども、災害については、まず、災害が起こるまでの前提といいますか、その期間の、以前にも話しましたですけども、事前準備の段階から入る必要があると考えております。例えば防災であつたり、減災であつ

たりの考え方、それと、今、議員がご指摘の、災害が起こったときの話、それは緊急の対応の仕方、例えば初動体制というのは、情報収集であったり、救助であったり、医療であったり、消火であったり、また、応急対応としては、避難所の設置運営であったり、生活物資の対応であったり、そして次に来るのが復旧の作業に入ります。インフラの復旧であったり、仮設住宅であったり、生活再建の支援であったり、そして最後に来るのが、実は復興作業。コミュニティが崩壊していますので、コミュニティの再構築であったり、家業なんかをされている方は生活も崩壊していますので、その再建の援助であったり、最終的には、復興というのは実はまちづくりなんです。なくなってしまったものをつくり直す作業ですから。ですから、本来の危機管理としては、今申し上げた分類全てが終わって1つの危機管理は終わるという認識を持っております。ですので、直近ですと2020年に日本に入ってきた新型コロナウイルス、それも入ってきた当初から対策本部を立ち上げました。ですので、当初から対策本部長の制服を着ていた。それは危機管理として対応していたということです。今回特殊だったのは、前段である予防であるとか、事前準備の部分ができてなかったですから、当然、被災しながらそれも並行してやっていくというのは非常に特殊でした。そして、今まさに復興作業に入っているというのは、私は危機管理の中で今やるということを申し上げているところでございます。

災害がありますと、災害の種類ですとか、規模ですとか、被災した地域ですとか、全て千差万別なんです。一定の型にはまったものではありませんので、当然、リーダーシップとおっしゃいますけども、それはリーダーとして何が要求されるかといいますと、例えば知識であったり、経験であったり、考察能力であったり、リーダーとしての能力が問われると私は感じております。ですので、自分の持っている最大限の能力をもって対応する必要があるのかなと考えておるところでございます。また、そうしていきたいと感じておるところでございます。

それと、先ほど議員がおっしゃいました、井戸の問題でありますけど、実は私の家は井戸を持っております。ですので、その在り方というのはいろいろ考え方があると思いますので、援助の仕方があるのか、ないのかも含めて、先ほどの答弁は研究していくという答弁を入れさせていただいたと考えておるところでございます。災害は必ずあります。ないということはありませんので、それに対する万全の準備と、対応できる能力を蓄積していきたいと思っております。

それと今回の能登半島地震の中で、一番最初に感じたのは、実は受援体制なんです。それが、事前準備と被災したときの緊急対応の状態のまさに間に入ってくる分野が受援体制。ですから、事前に準備はできるんですけども、初期、初動のところで非常に大切な準備の仕方の部分が若干弱いという認識を持っておりますので、その部分についても付け足していきたいと、今、準備を始めているところでございます。大ざっぱな話になりましたけども、以上でございます。

川村議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。そうしたら、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただ

きます。ありがとうございました。

川村議長 坂本議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午前11時40分から始めます。

休 憩 午前11時29分

再 開 午前11時40分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、増田順弘議員。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、能登半島地震からの教訓と今後の備えについてでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、これよりは質問席にて進めさせていただきます。

川村議長 増田議員。

増田議員 それでは、よろしくお願いを申し上げます。

質問に入ります前に、このたびの1月1日午後4時10分に発生をいたしました石川県能登半島地震でお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りさせていただきますとともに、被災された多くの方々に深くお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の地震の規模につきましては、気象庁の情報によりますと、マグニチュード7.6、最大震度は、輪島市、志賀町で7、その他周辺の石川、新潟、富山、福井の各県で震度5の、広範囲の大規模地震となっております。この地震による被害は、2月28日、直近の総務省の資料で調べさせていただきますと、人的被害として死亡者241名、重傷者320名、軽傷者979名、住宅被害につきましては、全壊7,737棟、半壊1万2,681棟、一部破損5万7,260棟、合わせて7万7,703棟の被害であるということでございます。また、報道でもありましたように、輪島市内を中心に、17か所で大規模な火災が発生をしております。さらに、早期の復旧が望まれるライフラインの被害につきましてでございます。今回の地震が、改めてライフラインの被害の大きさ、それから水に関する重要性というものを報道等で痛感いたしました。2月28日現在も断水している戸数は2万50戸ということでございます。地震発生時におきましては、13万5,000戸余りにも達しておったということで、非常に水の被害というものが重要視されたというふうに認識をしております。

次に、道路でございます。高速道路につきましては、能越自動車道で1区間、それから国道で10区間、県道におきましては46区間がいまだに通行できないという状況であるということでございます。これによって救助支援に支障を来しておるというふうなことも報道で聞かせていただいております。そのほかにも、漁業関係、それから地場産業の漆塗りを営む方々におきましても、多大な被害を被っておられるということでございます。

ここで改めてお尋ねをさせていただきます。先日から4回にわたりまして、本市から被災地に向けて支援のための職員派遣を行っていただきました。このことにつきまして、現地で

の支援状況等についてお尋ねをいたします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

私からは、水道の給水支援を除く、これまでの葛城市の支援内容についてご説明をさせていただきます。まず、1月16日から17日にかけて、職員4名、公用車2台によりまして、奈良県のカウンターパート支援先であります、石川県穴水町B&G海洋センターへ支援物資の輸送を行っております。物資の内容といたしましては、レトルト食品900食と備蓄用パン504食となっております。また、被災地に向けての義援金といたしまして、1月4日より市民の方や団体様から温かいご支援をいただいております。2月末時点で248万7,723円となっており、こちらにつきましては、日本赤十字社を通じて、月ごとに分けて、速やかに被災地へお届けをしております。

次に、1月17日から25日までの9日間、罹災証明発行に係る建物被害認定調査業務のため、職員2名を穴水町へ派遣し、現地での建物被害の認定調査に従事しております。また、今後の予定でございますけれども、3月13日から21日までの9日間、こちらも前回同様、建物被害認定調査業務のため、職員2名を穴水町へ派遣する予定となっております。

現在の支援状況といたしましては以上でございますが、今後も、奈良県やその他機関から応援要請がありましたら、その都度、可能な範囲で支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。

続きまして、水道の給水活動につきましてご説明させていただきます。水道課では、日本水道協会関西地方支部からの要請によりまして、2月12日から16日までの5日間、応急給水活動のため、石川県能登町に水道課の職員2名と給水車1台を派遣いたしました。能登町での給水活動は、日本水道協会の関西地方支部、九州地方支部と自衛隊が分担して行っておりますが、葛城市が担当いたしましたのは、能登町内の浄水場で給水車に注水し、福祉施設1か所にてポリタンク等への給水を行った後、能登町役場周辺の給水拠点において、他の応援自治体との共同により、一般の方に対する給水活動を行いました。また、現時点におきましても、先日3月4日に出発し、8日までの5日間、同じく応急給水活動として、石川県能登町に職員2名と給水車1台を派遣しているところでございます。

以上でございます。

川村議長 増田議員。

増田議員 今回現地に派遣をされた職員の皆さん方におかれましては、今後の本市の災害に対する備えの重要性、これを非常に痛感、勉強していただいたかというふうに、貴重な体験をしていただいたというふうに認識をしております。そこで現地の状況から、今後の葛城市に備えるべきものとしてお気づきの点がございましたら、お聞かせを願いたいと思います。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 これまで職員6名が被災地を訪れ、それぞれの支援業務を遂行してまいりまして、そ

の都度、活動報告書を作成し、内容につきましては、職員全員で共有をさせていただいております。その中で職員から特に問題とされる報告を受けました点は、大きく2点ございました。トイレの問題と受援体制についてでございました。今回、能登半島地震では、多くのまちで水道管が破損し、現在も断水が続いている状態となっております。建物が被災していても、水道が通っていなければ水洗トイレの使用ができません。派遣職員の中には、トイレのことを考えて、1日1食の生活をずっと続けたということも聞いております。こうしたことから、トイレ問題に備えましては、葛城市では令和6年度施政方針にもお示しさせていただいておりますとおり、新年度当初予算にトイレカーの購入費用を計上させていただいております。そのほかにも、段ボールトイレの備蓄数を増やしていくことも含めまして、トイレ環境の整備を計画的に進めていきたいと考えております。

次に、受援体制についてでございます。被災地に対して全国から寄せられる支援物資の量はかなりの量であると聞きました。1つの体育館にびっしりと食料や生活雑貨などの支援物資が積み上げられた状況も写真で確認をしております。今回は、カウンターパート方式により、被災地が何を必要としているのか、奈良県のリエゾンが現地で調査、聞き取りを行い、それに基づき、県内の自治体から要望されている物資をそれぞれ支援いたしましたが、いきなり大量の支援物資を送ることは、被災地にとっては、気持ちはありがたいが、逆に迷惑となる行為になり得るものということでもございました。さらに、派遣職員の話では、被災地では、自衛隊や警察、各地からの応援職員、また、発災直後は消防士など多くの方が被災地の応援に駆けつけておられ、これが仮に葛城市であれば、果たしてこれだけの人数を収容、または活動本部や基地を置けるところがあるのかと不安になったという話でもございました。これら申し上げましたとおり、早急に受援体制の見直しにつきましても、取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 続きまして、水道の給水活動の体験を通じまして感じた事項につきましてご説明させていただきます。

派遣職員からの報告では、他の応援自治体では、ポリタンクやペットボトル、給水袋を備え付けておられないご家庭に対し、6リットルの水が入る様々なタイプの給水袋を配布しておられましたが、その中でも給水口がスクリュージャップ式であるタイプが利便性が高かったとのことでございます。本市にも現在、給水袋の備蓄が約700枚ございますが、スクリュージャップ式の給水袋を適時購入し、備蓄数を増やしていきたいと考えております。また、能登町内十数か所ある給水拠点に給水車等を配置し給水活動を行ってまいりましたが、特に住民の方が集中する給水拠点にあつては、複数回にわたり給水車によるピストン輸送が必要であったとのことです。そのことから、現在、忍海小学校と當麻小学校に設置しております耐震性貯水槽は、水道管等の破損により水圧の低下を感知した際には、遮断弁が作動し、40トンの貯水状態を維持することができます。そこに給水栓を取り付けて利用することができるなど、災害時等における給水拠点としての有用性が非常に高いことを再認識いたしました。

今後、指定避難所等への更なる設置についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。私の今回の質問はボリュームが多いので、答弁者の方も配慮して早口になっているので、私も普段、もう少しゆっくりなんですけど、早めに巻きで質問をさせていただきます。

これからは、私が先ほども申し上げましたが、今回の教訓で重要と認識した水に関してお尋ねをいたします。若干さきの質問者と内容が重複しておりますので、重複部分につきましてはご答弁を省いていただいて結構でございます。報道等によって感じたこと、まず、生活用水であるトイレと風呂に必要な水の確保でございます。現代社会の中で水洗トイレの普及は非常に高うございます。水洗トイレにおいて、水が確保できないということは、トイレの使用ができないということでもございます。日常生活においてトイレの使用のできない生活など考えられません。飲料水とは別に、トイレ、風呂に使用できる水の確保についてどのような方法が可能か、考えておく必要があるというふうに思います。実際に東日本大震災で被災された方々に仙台市がアンケートをとられております。その中で、被災以降で自宅で生活する中で特に不自由を感じたという問いに対し、実に半数以上の方が水の確保に困ったという結果が出ております。飲料水は後ほど述べるといたしまして、まずはトイレ、風呂に関する、衛生上、ペットボトルの水のレベルでなくても、使用可能な水につきましては、いろいろな方法があるというふうに考えます。例えば、先ほど坂本議員から提案がございました、井戸水であったり、それから雨水であったり、プールの水であったり、非常用のこういった水の活用について考えておく必要があるというふうに思われますが、市としてのお考えをお聞かせください。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 まず、飲料水であれば、備蓄品や市内2か所にある飲料用の耐震性の貯水タンクなどで一定の量を蓄えることが可能であると考えますが、飲料水を除く生活用水の確保につきましては、まず考えますのは、市内の学校等でございます11か所のプールの水の利用、こちらで約2,750トンの水量となりますので、一般的な水洗トイレの使用水量が約8リットルということから換算いたしますと、トイレに流す水などであれば、約34万回分を確保できると考えます。また、本市が保有しております給水車2台による給水活動や、さらに、他の自治体などからの給水応援活動も、水源地などの被災状況によりますが、活用できるものと考えております。しかしながら、今回の能登半島地震の状況から見ましても、上下水道設備が被害を受けた場合は、長期的な生活用水の確保というのは非常に困難であると想定をされます。そうしたことから、現在行っております水道管などの耐震管布設替えを進め、インフラの耐震化を図り、少しでも被害を抑制することが必要であると考えます。

川村議長 増田議員。

増田議員 どうもありがとうございます。続いて井戸の活用について質問したかったんですけども、坂本議員の質問がございましたので、質問を控えさせていただきます。先ほどのプールの水

については、飲料以外の用途で2,700トン確保できていると。ところが、以前にも私、紹介したと思うんですけども、和歌山のローレルという会社が和歌山市と災害協定を結ばれています。何かというと、プールの水を飲料水に浄化することのできる浄化装置を開発されたということで、これは大学の技術支援等もあって、災害協定を結ばれています。軽自動車に、ワンボックスカーに装置を積んで災害地に持っていけるという、そういう装置でございます。1分に30リットルですか。何かそういう能力で、51項目の食品衛生上、水道基準の51項目も安全性のクリアができていますと、こういう記事が載ってございました。またお調べいただいで、参考にしていただいたら結構かと思います。

次に、備蓄品につきましての質問に移らせていただきます。先日、各大字に向けて非常用の備蓄状況についての調査があったというふうに伺っております。どのような内容であったのか、お尋ねをいたします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 先日以来から、生活安全課では、各大字に備蓄品等の調査を実施しております。内容としては、防災倉庫の有無や備蓄食料の有無、数量、また、発電機などの災害資機材の保有状況や種類、数量などについての調査を行っております。この調査結果につきましては、今後の葛城市の防災対策の検討課題の洗い出し作業に活用してまいりたいと、そのように考えております。

川村議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。この調査で、私も、聞かれた担当の方、大字の方に聞きますと、えらいことやと。備蓄してないから買わなあかんという、そういう、すぐに危機感を募らせたというふうなことで、大字においても、備蓄に関する意識が調査によって高まったということも伺っております。今回の当初予算に含まれていますので、事前審査にならない程度にお聞きをしていきたいと思っておりますけれども、まず、水の備蓄につきましては、市の担当の方から大字のほうに説明ございました。1日に3リットルで3日分、つまり、1人9リットルの備蓄が望ましいですと、どのぐらい積んだらいいのかなと聞いたら、そういうふうにお答えがあったということです。これ、私、勘定したら、小規模大字で200人です。掛け算しますと1,800リットル、1トン800、1.8立方メートルの水を確保。各家で積むというのも結構な量です。大字で積もうかといったら、1トン800の水をどこへ置いておくのか。現実問題として、理想の1人9リットルを大字なり各家で、賞味期限は2年ぐらいですか。それを備蓄するというのは現実問題として難しいという感触が私にはあります。予算面においても、1.8立方メートルとすると大体50万円とかです。それから、カップ麺とか、乾パンとか、食べるものも含めると、その場合、100万円とか200万円といった予算が必要になってくるということでございます。そのための支援としてとお尋ねしようかなと思っていただんですけども、このたびの予算の中に含まれているということでございますので、これ、答えはできますか。飛ばしましょうか。どうですか。答弁の用意はしていただいていますか。差し障りのない範囲でお願いします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 葛城市では、先ほど議員もお述べのとおり、令和6年度予算におきまして、昨今増加しております風水害や今回のような大地震、また、夏の猛暑による熱中症対策、それらに備えるために、各大字での防災・減災用資機材等の充実を図っていただき、被害の軽減及び防災意識の向上を目的といたしまして、その購入費用に対する補助を行う防災・減災対策活動補助事業に係る経費を計上しております。もちろん、この費用で到底全てを賄えるものではないと思いますが、最も身近な地域での共助に関する意識の醸成につながる効果も期待をしております。

川村議長 増田議員。

増田議員 用意していただいているということは確かに結構なことでございますけれども、先ほど私がいきました、このぐらいの規模の予算が各大字で必要になってくるんだということと、今回ご用意いただきました予算のかさと比較しますと、若干の開きがあるのかなと。今回、まず組んでいただいたということには評価をしてまいりたいと思いますけれども、必要な金額については、また状況判断で、必要に応じて、今後の課題としてご検討いただけたらというふうに思います。

それでは次に、避難誘導についてでございます。これもさきの質問者と重複している部分若干ございますけれども、まずは私の懸念している事柄だけ述べさせていただきます。各大字において防災計画が立てられております。それに基づいて避難訓練をされておる。市におかれましても、広域避難所等の防災訓練を年1回やられておる。まさかのときに避難訓練がどこまでそのとおりに実行されるのかというのが若干疑問なところでございます。

令和3年6月、お手元に配付しております、避難情報が改定されたと。従来の避難しましょうという言い方が、5段階の、1から5まで、警戒レベルを5つに分けて、分かりやすく防災情報を伝えるということになっております。このポスターは既に各大字に配られておるというふうに伺っておるわけでございますけれども、これがどこまで市民一人一人に対して周知徹底しておるのかということが、私、自分がそうであったことも含めまして、この周知は大事やなど。これを、何を言うてはるのかな、放送で、防災無線、避難準備情報ですと言うてはるけど、これはどの程度のものかなと。マックスはどこやねんみたいなんが分かりにくいというふうなことも若干感じました。

それで、皆さん方、このチラシを開いていただいたら、右の上に赤で、この表を壁などに貼り、いつでも避難情報を確認できるようにしておきましょうというふうに書いています。恐らく、壁に貼ってこれを実行されておるという方はそんなに多くないのかなというふうに思うんですけれども、今回の私の質問を機会に、もし、配布しておったら、実行されておったら、それはそれで結構なんですけれども、もう一度、壁に貼って、この5つの情報がきちんと市民一人一人の方に、こういう状態になると、レベル3やということは、もう逃げなあかん、すぐに逃げろと、そういう認識を改めていただく機会になったらというふうに思います。この点につきまして、市のお考えをお聞きいたします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 ただいま議員からご提案のありました、令和3年5月20日にこの表につきましては改

正されておりまして、こちら、内閣府から示されておりまして。この避難情報の全戸配布につきましては、改正後に全戸に配布はさせていただいております。しかしながら、改めて市民の皆様へ周知し、普段から災害時の避難行動についてご確認いただくことで早期の避難行動や被害の軽減にもつながると考えますことから、今後、少しでも多くの市民の方に避難情報が届くよう、周知方法について検討してまいりたいと考えております。

川村議長 増田議員。

増田議員 よろしくお願ひいたします。ここには、これ、トラック協会からのご寄附というんですか、協力で、チラシを市民の窓口においていただいているということでございますけれども、どちらかの団体を通じて、そういうご支援いただけたところがございましたら、連携をとってやっていただけたらと思います。

次に、避難先についてお尋ねをします。市におかれましては、先ほどのレベル3の段階、要するに、高齢者等の避難指示をする段階のレベル3でございますけれども、これは、ゆうあいステーション、いきいきセンター等の方々を避難誘導していただいているということでございます。次のレベル4の段階となりますと、先ほど言った、各大字等でされている防災計画の中では、一応と言ったら失礼ですけども、取りあえずここですよということは明記されていると思います。地元の公民館であったり、そういった施設、先ほど坂本議員の質問では、東室では学校の施設をそういう場所に指定されておる。ところが、個人個人で、まさかのときの避難先の考え方につきましては、それぞれ、まちまちであるのかなというふうに思います。例えば、先ほどからありましたように、車での避難であったり、親戚であったり、知人の家であったり、高台であったりとか、非常に個人個人の考え方がまちまちであるがために、誰がどこにおるとか、非常に状況を把握する意味で、避難者の確認ができないといったような今回の事象も聞かせていただいております。私は、基本は地元公民館等で、まずはここに来ましょねということを、どこでもいいですよと、安全なところとかといいますと、どうも、備蓄品を備えておるとか、安全確保のための耐震工事を公民館にするとかいった、日常の備えが活用できないというようなこともあるので、私は、地域の公民館というものを1つの統一した避難所という認識をする必要があるのかなというふうに思うんです。

家の中で、大きな地震がいったときに、これもまちまちなんです。机の下に隠れるとか、規模にもよります。トイレが安全やとか。どうも、一番安全な方法とかということも、なかなか個人個人の考え方で違うんですけども、先日、ある大学の先生のお話でしたか、聞いていますと、一概に私はそうであるべきだとは言いませんけども、一番安全確保、けがとか被害が少なかった人の逃げ方としては、避難の仕方としては、揺れたらすぐに外に出るのが一番安全性が高かったといった報告もされております。その辺のところも、いろいろと千差万別であるというふうに思いますが、こういった避難先の明確化について、市のお考えをお尋ねします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 本市では、災害から身を守る知識と備えと題しました、葛城市地域防災マップを市内15か所のエリアごとに作成し、それぞれ全戸に配布をさせていただいております。その中に

お住まいの地域を対象とする避難所を記載しておりまして、避難が必要となった際に、まず、自宅から近くの指定緊急避難所の位置、そして、指定緊急避難所から指定避難所までのルートをマップ上に示させていただいております。ただし、このルートや避難所につきましては、その時々、道路などの被災状況で一番安全なルートや避難所を、マップを参考にご選択いただくことをお願いしております。そのためには、いざというときに落ち着いて行動ができるよう、日頃から家族や地域で話し合いなどの事前の備えに対するお願い事項につきましても、この地域防災マップには記載をさせていただいております。加えて、令和３年度より、これまでの広域的な防災訓練に代えて、各指定避難所を利用対象とする大字ごとに市民参加型避難所運営訓練を順次実施しておりまして、こちらでも、いざというときに安全に避難所まで避難していただけることも含めまして、日頃から地域での話し合いの場を持っていただきますようお願い申し上げます。

川村議長 増田議員。

増田議員 今、説明願いました、市がつくったマニュアル、先ほども申し上げましたように、現実的にこのマニュアルどおりに行動するという、ルートがどうかこうとかということも定める必要があるということは私も認識しておりますけれども、もう少し、一步踏み込んだ、緊急事態の際の、とっさのときの判断というものが一番大事になってきます。先ほど申し上げました、紹介しましたような、大きな地震を想定する場合はまず外にとか、これも初期行動の大切なキーワードになるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

次に、災害発生時の応急復旧に関する支援体制についてのお尋ねでございます。市と事業者、また、関係機関と締結する災害時応援協定についてでございますけれども、このような協定の締結状況についてお聞かせ願いたいというふうに思います。私は、市が大きな災害に見舞われた際に想定される支援要望の高い品目については、特に備蓄ではなかなか補うことができないもの、例えば燃料であったり、地下タンクで市が灯油を10トン備蓄するとかいうのは不可能なので、それとか、よく被害時に活用されるコンテナハウスとか、こういったものも、あらかじめということもなかなかできない。小さいことでいうと、先ほどの水も、私、具体的に1人9リットルという備蓄が現実問題としてどうなんだと。非常に、するべきものであってもなかなかできないと。こういったことを、協定を結んで、そういう事業者との約束事でまさかのときの応援をお願いする。こういったこともしっかりとやっていただく必要がある。既に、その都度、締結時にはプレスリリース等もしていただいて、ご報告はいただいているわけでございますけれども、その状況についてお尋ねをいたします。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 現在、葛城市が締結しております災害時応援協定についてご説明をさせていただきます。まず、広域的な公的機関などとの協定が3件ございまして、こちらでは情報提供、専門的な知見を有する職員の派遣、通信機器などや車両の貸付け、食料、飲料水などの生活必需品の供給、そして住宅応急対策などの支援内容となっております。

続いて、物資協力関係の協定が9件ございまして、こちらは、食料、飲料水、日用雑貨、

避難所などへの畳、段ボール製品などの提供などの支援内容となります。そして緊急対応関係での協定が12件ございまして、こちらはインフラの緊急工事、電気設備などの応急復旧、一般廃棄物等の収集、運搬、災害時の緊急情報や防災情報の周知活動、給電車両による電力給電や、ご遺体の安置などの支援内容となります。

最後に、高齢者や身体の不自由な方の避難所としてお願いしております福祉避難所関係の協定が6件、全て合わせまして、30の団体、企業、福祉施設と協定を締結させていただいております。今後につきましても、必要と考えられる応援項目を整理いたしまして、その都度、協定の締結を進めていきたいと考えております。

川村議長 増田議員。

増田議員 30の協定を結んでいただいているということで、非常に心丈夫な部分もございすけれども、私が懸念している品目の業種で協定のないというものも一部、燃料関係はございません。以前にあったんですけども、いろいろと事業者の事業の範囲を縮小した加減で、燃料については今ないということです。この辺のところも、何らかの方法で確保していただく必要があるのかな。先ほどもご紹介しましたような、プールの水を飲料水にできる。非常に私も関心があって、ずっと注目しているんですけども、今後も、そういうふうな水に対する協定であったりというのもご参考にしていただきたいと思います。

冒頭にもお尋ねしましたように、今回の能登半島地震におきましては、多方面において、今後の本市の自然災害に対する心構え、教訓となる点、たくさんございました。特に被災地に向けての支援活動に携わっていただいた職員の方々におきましては、貴重な体験をしていただき、今後の業務に生かしていただき、本市の防災業務の強化につなげていただきたいと、こういうふうに強く願うわけでございます。

ここで市長にお尋ねをします。十分に時間を取りましたので、よろしくお願いします。今回の能登半島地震から得た教訓、それから今後の本市防災への取組についてのお考えをお聞かせください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 時間ありがとうございます。改めまして、能登半島地震でお亡くなりになられた方々に対しましてご冥福をお祈りするとともに、今なお、避難所生活を送られている多くの方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

近い将来危惧されます東南海地震など巨大地震に対する備えについての考え方を述べさせていただきます。まず、平成30年度より、葛城市におきましては、災害に強いまちづくりを重点施策に掲げ、そのための予算づけをお願いし、行ってまいりました。その結果、ハード面の対策におきましては、着実に進捗していると感じておるところでございます。ただ一方、先ほどの部長答弁にもございましたが、今回の能登半島地震から学んだ教訓というのは、非常に大きいものがあると感じておるところでございます。今回の能登半島地震というのは、非常に特殊な地震であるという条件があるんですけども、半島という特徴から、孤立状態となり支援が届かないという状況、これはやはり、人命救助であったり、非常に特殊な要件であるというのは痛烈に感じたところなんですけども、共通する部分で何があるのかというこ

とをやはり考察しております。時間の経過とともに、何とかアクセスすることができるようになって、各方面から救援物資が届けられるようになりましたが、これにより、次は受援体制、すなわち受入れが飽和状態となり、物資の保管場所がないという問題、さらには、届けられる物資が被災のニーズに合っていないという新たな問題が起きました。この点では、現在行っておりますカウンターパート方式というのは有効な手段であったと考えておりますが、同時に、人的な支援においても、たくさんの方々が現地において支援活動をされておるところでございます。自衛隊や消防または多方面からの自治体応援職員による、ある程度時間が経過してからは、ボランティアの方々と、その受入れ体制や運用の仕方についても、早急な対応が必要であると認識をしておるところでございます。さらに、今回派遣した職員からの報告で、本当に切実な問題としてトイレの問題、すなわち水道や下水道の被災による、水が使えないという状況がございました。こちら、先ほどの部長答弁にありましたとおり、派遣職員はできる限り現地で用便を出さなくてもいいように1日1食にしたとの報告を受けました。トイレ環境の整備も急務であるということで施政方針においても述べさせていただきましたとおりでございます。

このように、普段の訓練だけでは見えてこない問題が多々あることは想像の上で、実際に起こった状況にできるだけ近づいたシミュレーションを行う作業、これには実際に被災地の状況を可能な限り分析し、葛城市の特性に応じた被災対応を行わなければならないと感じておるところでございます。

地震は地球の営みでありますので、必ず起こります。そして地震が発生すれば何らかの被害は避けられないものと考えられますが、この被害を最小限に抑えることが災害対策の基本であることを肝に銘じ、来るべき巨大地震に向けて、最優先課題で取り組んでいき、市民の生命と財産を守るべく、万全な備えを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

時間を多々いただきましたので、若干ほかの部分にも触れさせていただきたいと思います。議員にご指摘いただきました、水の問題というのは非常に大きいと感じておるところでございます。公助、共助、自助の部分で解決しないといけない部分はあるんですけども、先ほどの坂本議員の答弁の中で部長が軽く触れた部分がございます、耐水貯水槽というのを葛城市は、実は今、40トン槽を2か所持っております。忍海小学校と當麻小学校、そちらのほうは、実は、水源地から遠いところという認識の下でまず2か所を設置させていただいた。ただ、今回の能登の道の寸断状況を見ると、やはり小学校区に1つずつぐらいあってもいいのかなというような考え方を持っております。現在の耐水貯水槽は40トン槽でございますので、1日3リットルとしますと、1日分としては1万3,333人分、3日分としますと4,444人分でございますので、5つあれば、1日としては6万トンぐらいにはなると考えておるところでございます。

それと、もし、道が寸断されていない状況であれば給水車等も派遣できるんですけども、給水車を全ての避難所に持っていくというのは、私は無理やと。ですから、例えばの話ですが、黄色のポリタンク、大きな100リットル、200リットルのタンクがありますので、それを軽四に積んで、そこに水を入れて軽トラで運ぶということも可能ですし、場合によっては、

20リットルタンク、もしくは給水袋、申し上げましたけど、6リットルのやつを持っておりますので、そこに入れて直接避難所なり個人のお宅に届ける、道さえ確保できればという考え方もあるのかなと。ですので、臨機応変的な対応というのはできると思いますので、水についてはある程度クリアできるのではないかという認識を持っておるところでございます。

ただ、受援体制につきましては、これから作業としてかなりの作業が出てくるのかな。物資の受入れ、例えば、自衛隊なり消防隊の受入れの場所ですとか、それと先日、実はボランティアセンターの運営訓練をやりました。こちらのほうは民間のボランティアの方を受け入れるための訓練でございます。ですので、公的機関の受入れのための場所と、それと、ある種、こういうことはあってはほしくないんですけども、仮設住宅の設置場所等の指定ですとか、そういうようなものについての細かな要件をこれから検討しないといけないという、検討課題も含めて、今、準備を始めているところでございますので、また、ご意見をいただければありがたいと感じておるところでございます。

それと、今回の中で、職員からの報告の中で、確かにトイレの問題等もありましたし、いろいろあった中で、家屋調査士からの報告の中では、やはり個人のおうちで耐震性の問題を指摘している部分がありました。新耐震の中で建築されている部分の被害のほうは割合と軽度なものであったと。ただ、古い建物について、個人の住宅については、倒壊等をされている場合が多かったという報告を受けておりますので、その部分についてこれからどのような消化の仕方をしないといけないのか。個人の財産の部分でございますので、どういう形で、そのような、何といいますか、こちらのほうは難しいですね。かなり年代的な、能登の状況を見ていますと、分かっている投資をしないという考え方もあった中での被災があったように聞いておりますので、その部分が気になっているところでございます。まだまだこれから分析は進めます。ですので、議員の皆さん方も、一緒に分析していただきまして、ご提言賜ったらありがたいと感じておるところでございます。若干時間を残しました。ありがとうございます。

川村議長 増田議員。

増田議員 私もまだしゃべらんなんからね。そうなんです。これ、十分予算を組んだと、先ほども申し上げましたように、十分ではないですよ。まだまだこれから補正も必要な場合も出てくるかと思っておりますので、柔軟な体制で災害対策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

トイレにつきましては、私、当事者になったら一番大変やなんていうのを、イメージとして痛感。先日、吸収源対策公園のマンホールトイレについて、大字内で役員会でいろいろと議論がございました。あれ、どうするねんと。穴開けただけでトイレにならんのと。何か囲いがあって便器を据えて10万円とか、それを用意しておくのかというふうな話がございました。私は、一部の地域しか、吸収源対策公園というのは設置をされておらないんですけども、葛城市の方どなたでもマンホールトイレを利用できるような仕組みにリニューアルすべきかなと。施設を各管理者、要するに大字が用意しておいてねというのも、こんな一括で用意していただいて、緊急時にそれを吸収源公園のところに持って行って、どなた様

でもトイレ使えますよと。隣村からでも、トイレをスムーズにできる場所があれば、少々の道のりでも車で移動されてとか、利用されに來られるというふうに思うので、市民全体のトイレが吸収源対策公園にあると。こういった仕組みも私は重要ではないかというふうに感じておりますので、ご検討いただきたいと思います。

本市につきましては、自然災害、特に地震について大きな被害を受けた経験というのがございません。ただ、皆さんがよく見ていただいている、この赤いところ、要するに、大きな地震が発生する確率の高い場所のど真ん中に、上からも横からも、そういう発生予測地帯の帯が連なっている中心点が葛城市の部分になる。薄い黄色い部分、奈良県のこの部分が葛城市になるわけですけど、こういったマグニチュード8から9の巨大地震が30年以内に8割の確率で発生する。これは覚悟しかないんですよ。いつ発生してもおかしくない。これをどういうふうに腹に据える必要があるのか。耐震しようが何しようが、マグニチュード9なんて、もう想像がつかないような地震が来ることなので、自分でできること、自助、それから近所、隣でできること、共助、それから行政がやるべきこと、公助、これの役割分担をしっかりと日頃から、きちっとまとめていく必要があるのかということを感じていました。

私の家は、瓦屋根の土の載っている家です。一番、地震がいったら潰れて下敷きになるタイプの家ですので、私は、揺れたら逃げる、出るというふうに、自分の家の構造からそういうふうに日頃から頭にたたき込んでいるんですけども、市民一人一人が、状況に応じて、そういう覚悟をしておく必要があるのかな。公助につきましては、そういったときのための行政がやるべきことを十分にやっていただく。これが安心・安全な葛城市であろうかなと思います。

少し気になった情報がございます。2022年1月に、ちょうど2年前です。京都大学の西村卓也教授、地震の何かのときには今、NHKなんかでもすぐ出てこられる。今は教授にされましたけども、当時、准教授。この方が当時の研究発表で、今回の震源地であります石川県の珠洲市において、前例のない群発地震が発生しており、地表が3センチ隆起していることから、今後、活動期に入り、どこで大きな地震が起きてもおかしくない状況だということ。これを2022年1月に報告されております。予言士ではないけど。私が言いたいのは、こういう地震研究というのは、そこまでレベルが上がっているんだということです。市長にお願いしたいのが、そういった情報というのは、やっぱり市としても研究、ああ、そうか、ではなしに、こういったレベルの高い地震研究の成果等を注視する必要があるのかなと。常にこういう、今、この辺の状況はどうなんだと。群発地震が出ておるとい、和歌山県で若干、今、増えておる状況ですけども、まだ、そういった西村教授が珠洲市で見た3センチの隆起というものが見受けられないような状況なので、予告はされておられませんけれども、そういった研究が進んでおるとい、頭に入れておかなあかんということ、私、この情報を聞いて感じました。

以上、私の質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。

川村議長 増田順弘議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後２時から会議を再開いたします。

休 憩 午後０時４０分

再 開 午後２時００分

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

谷原一安議員。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安です。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

本日は、１つ目は、道の駅かつらぎの指定管理者制度運用について質問いたします。２つ目は、補助金を交付している団体がございすけれども、その団体への補助金交付の適正化ということについて質問してまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

これよりの質問は質問席で行います。よろしくお願いいたします。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 それでは、まず最初に、葛城市の指定管理者制度運用について、ガイドライン、指針というものがないということで、昨年の６月定例会で私、取り上げて、ぜひこれはつくる必要があるのではないかと質問いたしました。現在の検討状況についてお伺いします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

指定管理者制度運用指針の作成については、指定管理施設を所管している全ての課に設置条例、規則、基本協定、年度協定、決算書、各施設の人員が分かる資料を提出いただき、その資料を基に課題整理を行い、運営指針を策定しております。まず、ガイドラインとなる基本フレームを作成して、そこに各施設でそれぞれ特色があることから、指定管理施設を所管している担当課に確認、あるいは加筆をいただきながら、完成に向けて作業を進めております。

以上です。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 完成に向けて作業されているということであります。インターネットで検索しますと、指定管理者制度運用指針とかいうことで、検索エンジンかけますと、全国の市町村の多くの運用指針が出てまいります。中には、改定を重ねて、非常にブラッシュアップしている、優れた指針もございす。葛城市におきましても、出来上がりましたら、ぜひ、インターネット等で公開されるようにお願いしておきたいと思います。

２点目ですけれども、指定管理者制度というのは、公の施設を民間の団体に指定して管理を行わせるという制度であります。公の施設につきましては、指定管理者制度ができる以前は、公共団体、あるいは公共団体の出資団体しか管理運営はできないものでした。それが平成15年に改正された地方自治法におきまして指定管理者制度が導入されたわけであります。それは地方自治法第244条の２の第６項にこのような定めがあるんです。普通地方公共団体

は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないというものであります。委託の場合は、契約案件になる以外は、どの事業者へ委託するかは行政が決めるわけです。議会の関与はありませんが、しかし、指定管理者の指定につきましては、これは議会の議決を経なければならないと地方自治法で定められています。この法の趣旨についてどのようにご理解されているか、お伺いしたいと思います。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 総務省が示す指定管理者制度の議決事項として、指定管理者に管理を行わせる対象となる施設の名称、指定管理者に指定する団体の名称、指定の期間、以上の3点が議決事項とされています。議決事項とした法の趣旨としては、公の施設を指定管理にすることで公平な管理運営が維持できるのか、サービス低下にならないのかなど、指定管理者の選定に関しては、公正かつ透明性が確保されている手続等によることが必要であることから、議会の議決を経て指定管理者を決定することになっております。

以上です。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 最初におっしゃいましたように、公の施設ですから、これは公平に住民に供さなければならないという大原則があります。これは地方自治法にも定めがあるわけですが、そういうことで議会がしっかりチェック機能を果たすと。ちゃんとできているかどうか。そして、次期の指定管理者選定に当たって、議会がそのことも含めて業者を議決していくということになるかと思えます。そこで、この間、私は、福祉総合ステーションあるいは新庄スポーツセンターの指定管理者制度運用について、議会でも質問したり、あるいは委員会でも質問してまいったわけですが、今回は、道の駅かつらぎについて、主に3点、質問してまいりたいと考えております。

1点目は、成果配分の在り方です。それから2点目は、修繕費の負担の問題です。3番目は、委託販売手数料、いわゆる出荷手数料について、この3点について質問をしてまいりたいと考えています。まず最初に、成果配分について質問いたします。指定管理者を指定して公の施設の管理を行わせている場合に、収益を上げる施設というのがあります。収益事業を行っている施設があります。例えば新庄スポーツセンターでは、当期純利益の中から50%を成果配分として葛城市が収納すると。それを基金にためて修繕などに生かしているわけですが、そうした協定書を結んでおります。農畜産物加工所「當麻の家」の指定管理者制度におきましても、協定書でやはり成果配分を葛城市は収納しております。道の駅かつらぎにつきましても、当初の基本協定書及び年次協定書で、当期純利益の中から30%の成果配分を受けるとして道の駅かつらぎは発足いたしました。ところが途中で変更されたんです。これは平成30年1月18日に変更協定書を交わし、議会でもその報告がございました。何がどう変更されたのか。これについてお伺いします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

平成30年1月18日に、基本変更協定書で1件20万円を超える修繕は市が予算額の範囲内で

行うとされていたものを、修繕費は金額に関わらず指定管理者が負担する費用と変更しております。また、同日に、平成29年度、変更協定書で、当初、指定管理者が当期純利益の30%の成果配分を支払うとしていた条項を削除し、指定管理者の成果配分の支払いを免除しております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 今の点ですけれども、修繕費については、20万円を超えるものについても、金額の定めなく、修繕は指定管理者にやってもらいますよと。その代わりというか、成果配分については免除というふうに大きな変更が行われたわけであります。変更することに至った理由は何なのでしょう。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 道の駅の施設の建設に活用した社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業においては、市が当該施設から得る収益は施設の維持管理費程度とされていることから、成果配分という収益が維持管理費を大きく上回る収益であると県より指摘がございましたので、変更することとなりました。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 国の補助金がそういう性格の補助金を受けているので、収益を上げることができないと。収益を上回る場合でも、施設の維持管理費を回収するような大きな修繕費などは求めることができないと。そういうことなのか。修繕費をさせる、これ、後で聞きますけれども、とにかく、収益は求められないという施設だと。しかし、先ほど、葛城市でも、新庄スポーツセンターあるいは道の駅「當麻の家」、成果配分を受けている施設があるわけです。1つだけ聞きますけれども、新庄スポーツセンターが成果配分5割を受けている、50%の成果配分を受けている。これはなぜなのでしょう。なぜそういうことが可能なのか。これについて伺います。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 皆さん、こんにちは。教育部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございます。葛城市体力づくりセンター、ウェルネス新庄は、国の社会体育施設整備費補助金を活用して建設したものでございまして、運営当初から協定書に規定して、成果配分を受け取っております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 一応補助金を受けて建てられていると。しかし、補助金を受けていても成果配分を受けることができるという施設なののでしょうか。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 そうでございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 片一方の補助金では、成果配分を受けたら駄目だという指導があったと。これは国土交通省です。でも、こちらのほうは、いや、それは成果配分を受け取ることができる。つまり、

これは本当に重要なことなんです。要は、公の施設といっても、国の補助金交付を受けて建てられている。その中で収益を上げてはならないというものと収益を上げてもいいものがあるということなんです。私の理解では、そもそも補助金が入っている施設から収益を得ることができるのかどうか。これは大変私は今疑問に思っているんですけども、ご答弁がそういう答弁だったので、これは、そういうふうなことがあると。しかし、道の駅かつらぎについては、これは駄目だということで大きな変更を行ったということでもあります。

次に質問させていただきます。では、道の駅かつらぎの収支状況がどうなっているのか、伺いたいします。過去3年間、年間売上高及び当期純利益、どのように推移しているか。また、発足から今日までの利益剰余金、どれだけ積み上がっているか。指定管理者は株式会社道の駅葛城でありますから、これについては株式会社等の総会等で報告されていると思いますので、どのようなことになっているか、お聞きします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 株式会社道の駅葛城の過去3年間の年間売上高は、令和2年度が11億5,888万3,754円、令和3年度が12億2,474万7,506円、令和4年度が13億2,063万4,093円となっております。当期純利益は、令和2年度が3,272万1,000円、令和3年度が2,671万8,186円、令和4年度が2,962万5,662円となっております。また、発足から今日までの当期剰余金は、令和4年度の決算時点で5,314万8,560円となっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。経営努力をされて大変大きな売上げを上げておられます。全国の道の駅でも、売上高10億円以上というのはそう数多くある道の駅ではありませんから、発足時から大変努力されたものと思います。では、先ほど申し上げましたように、指定管理者は株式会社が請け負っておられます。株式会社ですから、利益が上がれば配当金を出すというのは、当然、経済行為として認められているわけですけども、現在の道の駅かつらぎの指定管理者である株式会社は、株主に配当金を支払っておられるのでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 株式会社道の駅葛城は、株主に配当金を支払っております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 配当金を支払っていると。つまり、利益を上げてはいけないとされる施設で利益が上がって、葛城市には成果配分は一切入っておりません。しかし、株主には成果配分である配当金が支払われているということでもあります。そこでお伺いいたしますけれども、私、これ、矛盾していると思うんです。施設の性質上、受けている補助金の性質上、利益を上げてはいけない。そこに株式会社が指定管理者として指定されて、市には成果配分は一切入っていないのに、株主には入ると。株主は、市民の方がおられたら、まさに特定の市民へ利益を供与すると。市全体へ利益が供与されずに、そこで、公の施設で得た収益が特定の方の配当金として出ていっているということになるのではないかと考えます。従いまして、先ほどありました、社会資本整備総合交付金ですか、正確にあれですけども、その交付金を受けた場合は、本来、株式会社に指定管理者を指定するというのは、どうなんでしょうか。私としては、非

営利法人として行われている、そういうところもありますから、そうした団体が請け負うことが筋ではないかと考えますけれども、この点についてのご見解を伺います。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 都市再生整備計画事業では、補助事業者である市が施設を運営することで維持管理費を上回る収益を得てはならないとされているだけで、利益を上げることを目的としてはいけない施設というわけではありませんので、株式会社を指定管理者として指定することについては問題ないと考えます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、収益を上げてはならない施設ではないということは書かれてないということですね。だから、細かいところを見ていかないとあかんと思うんですけども、ただ、私としては、市民感情としては、納得できないところがあるかなと思うんです。そこで、先に修繕費のほうに移ります。私、現状があまり市民感情にそぐわないと。市民の方は納得できないと思います。多額の予算を使って建てられた施設でありますから、成果配分が全く入らない。そこで私は過去の一般質問で、建物の減価償却分の施設使用料を払っていただいたらどうですかと質問いたしました。この理由は、民間事業者は設備投資一切なし。後で言いますが、備品も無償貸与。全く初期投資なしに事業を行う。本来だったら、民間事業者だったら、設備投資したもの、備品購入したもの、減価償却費をちゃんと経費に計上していきますから、当然収益はその分だけ落ちるわけです。だけど、現状では、先ほどありました、施設の使用料も払っていただけてないし、備品も無償貸与です。したがって、減価償却分ぐらいは施設使用料としていただいたらどうですかということを質問した際に、次のように答弁されたんです。産業観光部長から次のような答弁がありました。

都市再生整備計画事業ハンドブックに原則として当該施設による収益が維持管理費程度であることとし、つまり、収益は維持管理費程度だということなんです。維持管理費程度というのは水光熱費が賄われる、人件費が賄われる程度ですということなんです。だから収益を上げてはならないのではないかと私は捉えたんですが、ここの文言をもう一回読みます。原則として当該施設による収益が維持管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は支援の対象外となる。つまり、補助金の対象外ですと。補助金を返してくださいと、払っている場合は、受け取っている場合は。そういうことになるんです。だから、道の駅かつらぎについては、人件費、水光熱費に係る指定管理料は一切市からは払っておりません。なぜなら収益でそれを賄っているから。プラス、先ほどありました、当期純利益は3,000万円、2,600万円、2,900万円、毎年、当期純利益がそれだけ上がっているんです。それは、私は、このハンドブックに、これを国土交通省は認めるのかなというふうに思うんです。そこで聞きますけど、私は、減価償却分はどうですかと聞いたときにこういう答弁があったんです。減価償却費分を施設使用料として徴収することは、補助金の関係で難しいと考えています。補助金の関係で減価償却費分を回収することはできないんだと、難しいと。それだったら、減価償却費以下、せめて半分ぐらいでも使用料としてとれないのかというふうに私は思うんですけども、このことは認められるのでしょうか。国、県の見

解はどうなっているのか、お伺いします。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 現状、施設の維持管理に係る費用は全て指定管理者が負担しているため、市が減価償却分を施設使用料として徴収することは、減価償却費以下の金額であっても、維持管理費を上回る収益に当たるという見解でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 減価償却費以下でも、収益を上回る利益だということになると、そもそも、道の駅かつらぎがこれだけ収益を上げているのがいかがなものかということが問われます。今の答弁で、私はそう思いますけど。今おっしゃったように、施設から収益で施設整備費が回収されることは禁止されているということであれば、修繕費は金額際限なく、相手側に持たせるという協定書を結んだんですよ。これ、おかしいじゃないですか。この協定書の、当初は20万円以下は持ってもらいますよと、指定管理者の側でやってもらいます。20万円を超えるものについては、これは葛城市の公の施設ですから、葛城市がやりますという協定書だった。それが、成果配分を取らないからということで変えた。変えたのが、施設の修繕費は上限がないんです。金額がない。ということは、先ほどの答弁と矛盾するんじゃないですか。都市再生整備計画事業の補助金を受けている事業においては、こういう協定書はできないのではないかと、協定を結ぶことはできないのではないかと考えますけれども、見解を伺います。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 道の駅かつらぎの施設の修繕につきましては、葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定書の中で、第25条に施設の施設管理運営業務における費用負担について定められておりまして、修繕費は指定管理者が負担することとなっております。そして第26条では、施設管理運営業務に関するリスク分担について定めておりますが、第2項で、疑義がある場合、または定めのない事項が生じた場合は、協議の上、決定することとなっておりますので、多額の修繕費や原状回復については、その程度によっては、協議することも必要であると考えています。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、定めがないけれども、リスク管理のところで、そういう事態が発生した場合は協議して決めるということでありまして。しかし、これは、そもそも協定書が際限のないことを決めているわけですから、それについて私は適正に変えるべきだと思います。本来は公の施設ですから、公の施設を市が修繕するのは当たり前です。これを指定管理者に全額負担させるような協定書をつくって置いて、問題があつて払えないとか、そんなことになりましたら協議しましょうというふうな協定書で、私は駄目だと思います。整合性があるような協定書に変えるべきだと私は思います。今日はここまでにしておきます。

次に、備品の無償貸与について質問いたします。道の駅かつらぎでは、厨房機器をはじめ施設の備品を指定管理者に無償提供する協定書を結んでおります。この点は変更されずに今日まで無償提供となっておりますが、葛城市がこれまで道の駅かつらぎの備品購入のために支出した費用は幾らぐらいになりますでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 9,995万4,000円となっております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 9,995万4,000円ということで、約1億円近い備品を貸与しているということであります。

先ほど言いましたように、民間事業者であれば、投資するときにこれだけの備品を投資して、民間事業者の負担で減価償却していきますから、当然、経費の中に入っていくので利益を押し下げます。しかし、道の駅かつらぎでは、先ほど、当期純利益が3,000万円、2,600万円、2,900万円と挙げられましたけども、減価償却分がここの利益に付け替わっている可能性があるんです。本来は経費として利益を押し下げるのが、減価償却されてませんから、無償貸与ですから、だから私は、ここから配当金が出るのはおかしいですよ。これ、ほんまに考えてください。配当金を払っていることについては、付け替えになっている。税で出したものが付け替わっているというふうに思います。しかし、備品についてですけれども、減価償却するとなったら、一体、年間およそ幾らぐらいになるか。これをお聞きします。いろんな備品があると思いますから、平均で結構ですので、年間およそ幾らぐらいの減価償却が必要になるでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 備品の種類により耐用年数も異なり、また、償却方法も、定額法と定率法がございますので、年間平均減価償却額は分かりかねます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 分かりかねるって、民間企業では考えられませんよ、そんな答弁。税金はどうするんですか。確定申告はどうするんですか。論外や、こんなんは。論外ですよ。こんなんが許されるんですか、行政に。こんなん、市民が聞いたらびっくりしますよ。備品の何で減価償却費が年間出えへんねんと。議長は笑っておられますけど、これ、ほんまに出ないんですか。やらなかったんですか。これ確定申告できませんよ、民間事業者だったら。もう一回、答弁をお願いします。

杉本副議長 暫時休憩いたします。再開時間は追って連絡いたします。

休 憩 午後2時28分

再 開 午後2時35分

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長 ただいまのご質問でございます。行政が買った備品につきましては、減価償却という考え方はございません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 私は行政の在り方を聞いてるんじゃないんです。指定管理者というのは、民間事業者に管理を指定してできるわけですから、ここは株式会社として事業を行われて、経営をやっておられます。そうしたら民間事業者である道の駅かつらぎに減価償却費を計算してくださいということはお願ひしてもらえますか。行政はできませんということは、確かにそういうこと

が行政の通例ではできませんが、相手方は民間事業者ですから、できるはずで。税金の関係で言えば、本来だったらどの事業者も、こうした備品とか設備についての減価償却費をちゃんと計上して確定申告とかを行っていますから、だから、今は無償貸与です。無償貸与やから、当然、減価償却は必要ありませんけれど、これをちゃんと購入した日、購入額、お示ししたら、定額法、定率法、向こうも考えるんでしょう。それはよう分かってはると思います。それをちゃんと出してください。これ、お願いできますか。その資料をいただけますか。道の駅かつらぎにそうしたことを伝えて、1回出してみてください。というのは、これは、実は、道の駅かつらぎの中でやっておられる方の中にも、もうかつてる、もうかつてると言われているけど、本当のもうけが分からへんのやと。それはそうです。本当のもうけは分からへんというのは、普通、民間企業だったら、設備投資し、備品を買い、減価償却を行って経費を出しているわけですから。ところが、無償貸与やから、その分が利益を押し上げている可能性もあるから、どれだけもうかっているか分からないというふうな率直な声を聞いているんです。私、それ、民間事業者だったら当たり前の感覚だと思います。これ、聞いていただきたいんです。もう返答はいいですから、これはぜひお願いしたいと。少なくとも、私は減価償却分ぐらいは道の駅から葛城市に収納していただきたいと思っているんです。そこでお聞きしますけれども、備品購入に当たって補助金等を使っておられるのでしょうか。このことについて伺います。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 国から補助金が入っておりません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ということですから、市民感情から見ても、現状は、私は、納得できるような協定書のありようになってないと思いますので、ぜひご考慮をいただきたいと思います。

続いて、委託販売手数料についてお聞きいたします。委託販売手数料については、道の駅事業の大きな柱の1つとなっております農産物直売所の経営に当たって、農家の方々が野菜などを出されたときに、出荷されたときに、委託販売手数料を指定管理者が受け取っているというものであります。道の駅かつらぎの委託販売手数料は、道の駅事業の目的、計画に深く関係しております。議会においても、委託販売手数料について議論をされてまいりました。委託販売手数料ですけれども、これについては、当然、指定管理者が全く自由に変更できるものではないと考えておりますけれども、これは協定書などではどのようなになっているでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 協定書の中身でございますけれども、委託販売手数料を規定する条項はございません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 委託販売手数料については、規定する条項はないというんですが、利用料金等ということで、それについては協議するという内容になっております。利用料金等というふうになって、利用料金という定めはないんですが、実は、利用料金というものがどういうものかというこ

とですけれども、葛城市では運営指針がないものだから、施設の考え方が非常に曖昧だと思います。今日は、地方自治法精義、地方自治法の中の定めにおいて利用料金がどのように定められているか。これは精義の1つの解釈ですから、1つの考え方というふうになるかも知りませんが、利用料金につきましてはこのように書いてあるんです。公の施設の運営について、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするため、施設経営の基本的な要素である料金決定について、指定管理者の主体性を認めつつ、公の施設として住民の利益に支障を来すことのないよう公的なチェック機能を定めたもので、公益事業等における認可料金制度に類するものとして、公の施設に関する承認料金制度を規定したものである。承認料金制度として規定されているんです。条例で定めるところにより、とされる条例では、利用料金に関し、その基本的枠組みを定めるものである。条例に利用料金と定めてある場合はどういうことかということ、公益上必要があると認める場合に条例で定めるとなっているんです。公益上必要がある場合は料金を定めるということは、定めてないからといって利用料金ということではないんです。だから道の駅かつらぎにおける販売委託手数料は、議会にも何%にするということを報告していますし、我が党の白石議員は、低過ぎると。これを高くして経営が安定するようにしたらどうかということに対しても、理事者側から、いや、施設の目的で、これはやっぱり地域に様々な利益も還元していかなあかんというふうな観点から、これは低く抑えるという趣旨の答弁がなされているわけで、これについては、部長はそういう答弁をされましたけれども、利用料金としての委託販売手数料については、私は、自由でできるものではないと。あくまで協議の上、決めていくものだと考えておりますが、続いて行きます。道の駅かつらぎの委託販売手数料ですけれども、これは発足当初とずっと同じでしょうか。途中から変更されているでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 道の駅かつらぎの委託販売手数料は変更されております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 いつ、どのような変更がされているでしょうか。また、その変更は、対象者全て同一の変更でしょうか。それとも一部の出荷者だけ対象として変更されているでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 委託販売手数料は令和4年度に見直しをされておりまして、一部引き上げられております。改定内容につきましては、乳製品、肉類、魚類、蜂蜜、その他加工品について、改定前が販売価格の20%以内となっておりましたが、改定後は25%以内となっております。その他のものについては改定されていません。対象者につきましては、令和4年度にまず上位5者について実施し、その後、全ての出荷者に対して実施するということであります。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 上位5者については令和4年に改定されたと。それ以外の人は今、引き上がっていますか。以前のままですか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 以前のままです。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 差がついているんです。令和4年、見直したということですからけれども、この見直しにおいて、指定管理者から葛城市に事前に相談はあったのでしょうか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 委託販売手数料の変更について、指定管理者から事前に相談はありませんでした。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 相談なしに変更が行われたという理解でよろしいんですね。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 事前に相談はなかったということでございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 では、事前に相談はなかったということでありますけれども、この協議内容、相談はなかったんだけれども、変更したことをご存じなわけですから、市長、変更した、されたということはいつ報告を受けたのでしょうか。また、変更したということをして市長としてお認めになったのでしょうか。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 いつかと言われたら、記憶はありません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 調べていただけますか。いつ、報告を部長が市長にされたのか。記憶はないと、行政手続ですから、何らかの文書が残っているんじゃないですか。報告したとか。記憶にないというのは、重要な事項ですよ、これ。違反事項かもわかりませんよ。今はもうご存じですよ、変更されたということで、いつご存じになったかだけでもお伺いします。いつ変更されたということをして市長はお気づきになったのか。記憶の世界ですから、あれですけれども、だけど、これ、私、質問書を出しているんですよ、ちゃんと、事前に。いつ報告を受けたのか。変更を許可したのか。記憶にないということですけど、思い出せる限り、おっしゃっていただきたいのと、変更を許可しているのか。この現状を認めているのかどうかだけ、お聞きします。

杉本副議長 事前に聞いてないですか。僕、今、資料ではよう見つけないですけど、事前に谷原議員は市長に内容を伝えているのやったら、調べて答えなあかんのと違うかなと思うんですけど。暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時47分

再 開 午後2時57分

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

谷原議員。

谷原議員 出荷手数料、委託販売手数料については、従来、議会で議論をされてきた問題です。道の駅かつらがが発足する前に。そのときに、委託販売手数料については、協定書にないから、事業者が、指定管理者が自由に決められる。つまり、民々の関係だという考え方もあるんですが、実はそうではないということなんです、私の考えは。先ほど地方自治法の精義を読ませていただきましたけれども、それだけでなく、議会でどういう議論がされて、理事者がど

という答弁をされてきたか。これ、読んでみます。平成27年、道の駅かつらぎが発足する前の議会の一般質問です。第4回葛城市議会の3日目です。白石栄一議員の質問に対して、下村産業観光部長はこのように答えております。中期収支計画における販売手数料ですが、この施設は地域の産業の振興を図る目的を持った施設でございますが、農業者や商工業者に多くの品物を出品してもらいまして、もうけてもらって、できる限り安心して安価な品物を市民の方々に提供できるように検討されておりまして、直売所における農産物の販売手数料は15%、特産品は20%、精肉は15%、鮮魚は12%、ベーカリー、テナントは20%でございます。以上でございますというふうに議会にも報告されて、また、当時の山下市長は、出荷者への説明会で同様のことをおっしゃっていただいています。だから、議会の中でも出荷手数料は大きなこととして議論をされてまいりました。だからこれについては、市議会でも関心があるところだし、当然、行政におきまして、施設の目的から照らして、そうした方針をとっておられるというふうな理解で進んでまいったものだと考えております。したがって、事前協議なしに決まった。これは全く指定管理者の自由裁量だというふうなお考えかも知れませんが、これについては地方自治法上の解釈の問題が出てまいります。このことだけ申し上げて、ここは平行線になっているようですので、次の質問に入ります。それは、見解を聞いてもいいんですけども、私が聞いたのは、市長に対して、いつ変更したのですかということの記憶はないということでした。次にお聞きしたのは、変更しているということに対してどういうふうにお考えですかと。協議はなかった。でも変更されたということは、今、答弁の中でも当然、ご存じになったわけですから、変更があったと。上位5者については変更したけど、それ以外はなかった。そういうことについて市長としてどういうお考えがあるかということをお聞きしたんです。そこで止まっちゃったんですから、そこで再開していただけたらと思います。市長が答弁できないんだったら、それでも構いません。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 今お聞きしまして、そもそも協定書の中に手数料の協議案件はございません。ですので、当然、部長が答えたように、行政と道の駅との協議はされてないし、また、それに対しての報告は受けてなかったということです。私のほうもそれは知らない。ですから、記憶にありませんとしか答えようがない。ただ、協定書にないことについて地方自治法、問題があるのかないのかということは、これは大きな問題ですので、行政としてのまず考え方を部長のほうから答弁させます。その後また検討に入っていきたいと思います。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 まず、委託販売手数料でございますけども、これは先ほども答弁いたしましたけども、基本協定書において規定する条項はございません。ですので、市といたしましては、自主事業という見解を持っておりまして、そのことについて市が関与できないものと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 ここは見解の違いであります。これについては、しっかりとした議論を今後詰めていければと思っております。そこで次にお聞きしますけれども、これは公の施設であります。した

がって、地方自治法上も、利用者に差別的な取扱いをしてはならないというふうになっています。ところが、指定管理料が結局引き上げられた。5者でしたか。それ以外は引き上げてないんです。売上げの高い方が引き上げられている。私が思うのは、1つは、収益をそんなに上げられる施設ではないと。つまり、収益については維持管理費程度だと言われている補助金事業で、なぜ収益をこういうふうに大きく上げているのか。協議がなかったということだから、自主事業だから勝手に上げたということですが、こんな認められるんですか。さらに、出荷者については、市内におられたら利用者です。利用者の中に差別がある。集荷手数料について差をつけられた。これは公の施設の指定管理の在り方として、私はいかなものかと思いますけれども、このことについて市長の見解を問うことができれば、市長、お答え願えたらと思います。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 道の駅かつらぎの委託販売手数料につきましては、指定管理者が指定管理業務とは別に、公の施設の設置目的に合致し、指定管理業務の実施を妨げない範囲内で、自己の責任と費用において自主的に企画実施する事業、いわゆる自主事業で行う収入に当たる料金になると考えております。また、道の駅かつらぎでございますが、都市再生整備計画事業で、補助事業者である市が施設を運営することで維持管理費を上回る収益を得てはならないとされているだけで、利益を上げることが目的としてはいけない施設というわけではないという認識でございます。したがって、手数料変更が生じた差金は市が関与できないものと考えておるところでございます。今後、委託販売手数料変更の必要が生じた場合は、自主事業ではございますが、指定管理者が市に事前に相談するように指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 自主事業だという位置づけをされましたけれども、委託販売手数料は議会でも議論し、どれだけの率にするかという激しい議論もあって、この施設の目的から低く抑えるということで答弁があって、建設事業に入っております。私も全国の道の駅事業を広く調べました。きちっとしたところは、委託販売手数料を利用料金として定めているところがあります。自主事業というのは、事業者が自ら仕入れて自ら販売する。これは自主事業です。ところが出荷手数料は明らかに、これは事業の目的に応じて出荷手数料も定めてきて、広く市のほうも応募に対して説明を行っているわけですから、自主事業というふうな位置づけというのは、私は大変問題があると思っております。だからこれは解釈の違いですから、致し方ありませんけれども、更に言えば、先ほど言った、公の施設を公平に住民の方が利用するという点において問題があれば、これについては市長が改善をさせることができるわけですから、これはぜひ考えていただきたい。葛城市の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項、次のように書いてあるんです。事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図れるものであること。事業計画書の中、協定書の中を変えたわけですが、一部の事業者だけ手数料を上げて、それ以外はそうでない。こうしたことも、私は、葛城市の指定管理者の指定手続に関する条例の精神に反

するものだと思いますので、これについては改善を図っていただきたいというふうに切に願ひまして、次の質問に移ってまいります。

大変混乱いたしましたけれども、私は、質問は一応出しております。質問のすり合わせなんていうことはやってませんので、事前にすり合わせはやってませんので、いろいろとそごが生じまして時間を取りましたことをおわび申し上げます。今後の在り方は検討していきたいと思っております。

続いて、団体などに出している補助金の適正化について伺います。葛城市の補助金等交付要綱において実績報告書の提出を義務づけていますけれども、窓口となる担当課による会計の監督検査をどのように行っておられるか、お伺いしたいと思います。検査内容や手順などについての指針を持っておられるでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市会計事務の手引において、会計伝票の支出命令書を作成し提出する際に必要な書類として、団体補助金の場合は、事業計画書、予算書、前年度事業報告書、決算書または総会資料の添付が必要となっております。補助金を交付する担当課は、それらの書類についてそれぞれの団体が提出する事業計画書や実績報告書の内容について、その書類を検査して補助金の支出を行っております。なお、葛城市の補助金等の交付に関する検査内容や手順、指針などを具体的に定めたものはございません。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 補助金の、特に会計報告についてですけれども、外部補助金団体には会計監査ができるようになっております。その観点からも、単一の口座によって収支が把握できるようにすること、また、補助金団体に他口座がある場合は、補助金と他口座との間での移動が把握できるように、他口座についても収支が把握できるようにしておくことが必要だと考えますけれども、ご見解をお伺いします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 監査に関することになりますが、補助金団体が所有する口座については、その団体がどのような口座を所有しているのか、台帳等で管理しておく必要があると考えております。また、その口座の金銭の流れについては、財政的援助に関連する出納、その他の事務の執行を監査することができるのであって、財政的援助と全く無関係の出納、その他の事務の執行を監査することはできないと考えております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 補助金に関わる場所だけでも監査するために、口座のことについては把握できるようにしておくということは必要だろうということです。補助金申請者に補助金を適正に執行する上で、団体が注意すべきことを周知するようなことをどのようにされておられますか。補助金団体に補助金交付に当たって注意事項等を説明するような、団体に渡すような説明文書等はあるでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画政策課で行っている葛城市市民活動支援事業補助金を例にとりますと、葛城市市民活動支援事業の募集要領において、団体に補助金交付に当たっての注意事項を説明するために、募集要領の中に補助限度額、対象となる経費等、具体的に内容を記載した説明文を作成しております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 内容説明はあるんですけども、例えば実績報告における領収書の添付、その他会計報告の在り方、こういうことについて、先ほど言いましたけど、単一口座でできるだけすることとか、会計報告に関する諸注意とかいうことは、そこにはあるのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 内容としては、諸注意に関することについても、記載できる範囲でさせていただきます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 実績報告書の提出において、支出に関わる領収書の写しの提出等は求めているのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 補助金団体の事業が完了しまして、補助金を交付する担当課に実績報告書を提出する際に、提出書類として事業報告書、決算書、団体の監査報告書があります。そのほかに、補助金を交付する担当課が、帳簿や会計処理を行った際の領収書についても確認を行っております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 次にお聞きしますが、多額の繰越金を持っている団体への補助金交付については、事業の目的実施状況を把握した上で、減額または中止するということはあるのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市補助金等交付規則において、補助金等の返還の規定を定めております。また、新年度の予算編成時において、団体補助金に関する方針として、補助団体における事業執行等の状況により、繰越金が補助額を超える場合などの一定方針を策定しており、その方針に従い、担当課が減額、あるいは返還などを行うことができます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市補助金等交付規則第4条第2項に、市長は、補助事業等の完了により、当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合において、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、交付した補助金等の全部または一部に相当する額を市に納付すべき条件を付すことができるというふうにありますけれども、こうした条件に合う団体に対しては、こうした条件をつけているかどうか、お伺いします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 補助金を交付する担当課は、補助金団体に対し、補助金の交付決定時に、補助金等交付決定通知書の中に、必要に応じて、交付の条件等を記載して補助金の交付を行っております。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 そういう条件をつけているというふうに理解してよろしいですね。補助金適正化法の、これは法ですけど、第3条に、関係者の責務として、補助金等が税によって賄われるものであることから、法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとしております。葛城市においても、補助金を公正かつ効率的に使用すること、これが求められていると考えますが、市長の見解をお伺いします。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 補助金適正化法の趣旨は、補助金の不正な申請や不正な使用を防止し、補助金の交付を適正に行うこととございます。その認識でございます。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 私がこの問題を取り上げましたのは、葛城市におきましては、補助金の不適正な事務がありまして、団体の代表者が損害賠償金を支払うと。葛城市は国に補助金を返還するということが発生いたしました。議会でも調査をいたしましたけれども、領収書の不備とか、会計上の不適正な管理監督があったというふうに私は認識しております。今回の議会に対して出されております監査委員の監査意見書の中にも、補助金について、多額の繰越金を持っている団体があるということについての指摘もございます。問題は、私は、やはり補助金を受ける団体も、補助金の性格がどういうものかということと、それが適正であるために何が必要かということとを団体のほうもよく理解していただく。かつ、担当課の窓口でも、適正な補助金支給になっているかということとをきちっと監督検査していただくということが私は必要なのではないかと思います。そういう大きなことがありましたし、引き続きそうした指摘も受けているところでありますから、内部統制という観点からも、補助金団体に対して、相手方にも分かるように、窓口のほうもそうした監査がきちっとできるように、何らかの手順書が必要だと思うんですけれども、そこで最後にお伺いしますけれども、実績報告書の提出に基づき補助金を交付する担当課による会計の監督監査が的確に行われるように、検査内容や審査の手順、違反に対する対処方法など、指針を詳しくつくり込むことが必要かと思うんですけれども、このことに対するご見解を最後にお伺いしたいと思います。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

ただいまの質問、事前には聞いておらないので想定しておりませんでした。また、ご意見を踏まえまして、研究させていただきたいと思います。

杉本副議長 谷原議員。

谷原議員 要望ということで言うておきます。申し訳ないですから。理解できなかったんですけど。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。今回は、道の駅かつらぎの指定管理者について、かなり意見が、利用料金なのか、自主事業なのか、大きく分かれました。特に委託販売手数料の問題については、引き続き、私どもも研究しながら、議会で何がどうなのかということについて深く理解し合えるようになればと思っております。

以上で終わります。

杉本副議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

次に、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

吉村始議員。

吉村議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問を行いたいと存じます。

今回は、尺土駅周辺の整備についてということと、それから、社会教育施設の専門職について、以上2つの質問を行いたいと存じます。今回も議長の了解を得まして、皆様に分かりやすく質問をしたい、説明をしたいということで、毎回恒例のパネルを用いながらやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 では、尺土駅周辺の整備についてお伺いをいたします。尺土駅及びその周辺の整備に関する一般質問は、私が市議会議員になって初めて行いました平成29年12月以来、合計5回行っております。うち、平成30年3月の一般質問では、尺土駅につながる周辺道路の、特に安全性確保についてお伺いをいたしました。令和元年12月の一般質問では、駅前整備計画の中でも、特にエレベーターの設置場所も含めた設計の変更を提言いたしました。そのときに併せて質問した尺土池の西側を通る南北道路、八川、尺土、疋田の境界を通っている南北道路ですけれども、その道の拡幅要請につきまして質問を、確認も質問いたしましたけれども、既に去年1月、年度で言いますと、令和4年度の1月に工事が完了して供用が開始されていて、多くの市民から喜びの声を聞いているところであります。

さて、令和元年12月にいただきましたご答弁を受けまして、その後、私、友人の建築士に相談するなど、いろいろ自分で調べたわけでありまして。その上で、令和2年6月議会の一般質問では、高齢者や障がい者などの通行の安全性を高める視点から、雨風の強い日の利用を念頭に、エレベーターとロータリーへの渡り施設、歩道橋とか階段に当たる部分ですけれども、などの設計の見直しについて具体的な提言を行いました。それを受けて市が当初設計の見直しを行いまして、もともと、歩道橋を渡って、そしてロータリー内に設置する予定だったエレベーターを、駅舎南側におおよそ直付けするような形に計画を見直されました。そのことを私は評価したいと存じます。

最後に、市がエレベーターの設置に係る詳細設計委託業務の発注に向けて関係機関と協議をされている最中の令和3年12月議会では、エレベーターの設置の暁には、ぜひ、尺土駅改札付近、2階の部分へのブックポストの設置を要望したところであります。

さて、尺土駅南側直付けのエレベーターが今年10月に完成予定であるということにつきましては、昨年の総務建設常任委員会の席でも聞いております。令和7年には、全国におおよそ800万人おられる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、国民の4人に1人が後期高齢者になると言われております。社会保障、医療、介護などの2025年問題と言われているけれども、エレベーター設置、これに間に合いました。エレベーター設置による駅利用者、特に高齢者や障がい者、子育て世代の皆さんの利便性、安全性向上を歓迎したいと思います。

エレベーター設置工事は今のところ予定どおり進んでいるのか、この件についてお答えをいただきたいと思います。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

現在、エレベーター施設の基礎杭部分の工事を施工しております。予定どおり進んでおります。エレベーターの供用開始時期は、令和6年度の10月頃の見込みでございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 予定どおり進んでいるということであります。エレベーター設置につきまして、私は、尺土駅構内で使用されている車椅子の利用者が、乗ってそのまま真っすぐ降りられるという貫通2方向型エレベーター、今、パネルで掲出しております。横幅2メートル、奥行き2.9メートルのコンパクトなものなんですけれども、これを、駅改札口を出たコンコースの南側側面に、張り出しと言いますけれども、歩道橋の一部となるものを設けまして、その張り出しの東側にエレベーターの昇降路、シャフトと言われるものでありますけれども、これを設置するよう、というふうに私は提言をいたしました。当初案から計画を変更されました現在のエレベーター工事につきまして、拝見する限り、おおむね、私の提言に沿ったもののように思います。尺土駅南側の東西道路、これは八川保育所・尺土線というふうに言うそうでありますけれども、この東西道路にかける予定の歩道橋工事に関しても、中止ではなく、ロータリー整備後以降に、必要に応じて着工できるように延期すべきであるというふうに私も提言したものでありますけれども、この理解で正しいでしょうか。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 エレベーターの構造につきましては、説明いただいたとおりでございます。地上階は、歩道から西向きに進入し、改札階も西向きに出る構造となっております。道路にかかる歩道橋につきましては、将来延伸できるよう、歩道橋の一部として工事を進めております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 承知しました。この理解で正しいということで了解いたしました。令和2年の一般質問で、エレベーターを現在工事中の形で設置するのが望ましいと、私、提言いたしましたけれども、そのそもその理由は、尺土駅の乗降客数がずっと減ってきておりまして、何も対策しなければ今後も減っていくことが予想されるということでありました。エレベーターの早期設置というものは、その対策の1つになり得ると私は考えるものであります。私の提言により、メリットは3つあるというふうにそのときも申しましたけれども、1点目は、エレベーターの使用開始が格段に早くなるということであります。2つ目に、歩道橋の工事の時期を駅周辺の発展に合わせて、市の財政状況ともご相談しながら調整できるということであります。3点目に、エレベーターを利用する方が、雨風の日にわざわざ傘を差して歩道橋を渡らなくて済むということであります。これによって利用者の安全性が向上すると考えます。私の理由は、大きく申しました以上の3点であります。では、行政としてエレベーターの設置場所を当初計画から変えるなど、現在の形を採用されるに至った理由について、これも改めて確認をしたいと思います。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 葛城市バリアフリー基本構想において、重点整備地区に指定していることもあり、駅舎南側の歩道は、現在、駅利用者が一番多く利用していることから、早急にバリアフリー化を図る必要があると考え、エレベーターを駅舎南側に設置することでバリアフリー化を図り、駅利用者の利便性、安全性の向上を図るということでございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今回の工事は、単なるエレベーター設置工事で終わるものではなく、将来を見越した、市道八川保育所・尺土線を越えて南側の駅前ロータリーに延びる、歩道橋の延伸も見越した工事と同時に進められています。今すぐというわけではないでしょうけれども、数年後あるいは十数年後、数十年後の将来、葛城市のまちづくりの核として、どのような完成形を想定、あるいは目指しておられますでしょうか。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 歩道橋の延伸を見据えた構造となっておりまして、将来には、八川保育所・尺土線に歩道橋を架け、駅前ロータリーに接続するという計画となっております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 部長のご答弁としては、駅前ロータリーの完成までということが市の計画であるとおっしゃいました。もちろん、そうでありますけれども、例えば、将来、駅前再開発が行われれば、歩道橋が駅前ロータリーを越えての更なる延伸という需要も考えられるのではないかなというふうに思っております。例えば、あくまでもイメージなんですけれども、現在の大和高田駅の駅舎から延びる歩道橋がありますけれども、駅前ロータリーのみならず、大和高田・斑鳩線という南北の道路を越えて商業施設に接続しております。将来、このような需要が出てくれば、駅利用者の増加にもつながっていく可能性もあります。これら将来のまちづくりについては、後ほど市長にお伺いをしたいと思います。

尺土駅の駅舎の建物は、近畿日本鉄道の所有、管理というふうに考えられますけれども、今年新設されるエレベーター部分は、歩道橋の一部となる張り出し部分も含めて、どこが所有をして、管理はどこが行うのでしょうか。また、張り出し部分は、エレベーターホールとして使用されると思いますけれども、広さというのは具体的にどれぐらいになるのでしょうか。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 駅舎以外の部分、現在工事を行っているエレベーター施設につきましては、所管及び管理は市の建設課ということでございます。また、張り出し部分の面積についてですが、エレベーターから降りたホール部分は約7平方メートルと、歩道橋部分は約15平方メートルで、張り出し部分の合計は約22平方メートルとなっております。

以上です。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 ホール部分だけでおよそ7平方メートルぐらいあるということですね。また、管理されているもの、また、所管しているのは建設課であるということですね。承知しました。尺土駅

というのは、皆さんご承知のとおり、市内で一番乗降客の多い駅であります。改札口のあるフロアは、南側からも北側からもアクセスすることができます。葛城市が所有するエリアへのブックポストの設置を今回も改めて要望したいと思っておりますけれども、これにつきましてはいかがでしょうか。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 ブックポストの設置についてですが、歩道橋部分につきましては、市の管理でございますので、設置については教育委員会と協議していきたいと考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 この場所にブックポストを設置すれば、市民の方の利便性も向上して、更に図書館の利用促進につながると考えます。ぜひよろしくお願いいたします。

さて、平成29年12月に私が最初の一般質問を行ったときは、八川保育所・尺土線のうち、尺土駅南側から東に進んで東の川に接続する部分、まだこの辺りは狭い状況でした。今は左右に歩道を有する立派な2車線道路となっております。反対に、西側に進んで葛城市立磐城第2保育所に抜ける部分も、葛下川に架かる橋梁が完成するなど工事が進んでいますけれども、拡幅工事全体の完成時期の見通しというものにつきましては、どのようになっていますでしょうか。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現在エレベーターの工事をしている関係で、橋梁の取り扱い部分につきましては、工事ヤードとして利用しております。エレベーター工事が終わり次第着手する予定となっております。契約時期は未定ですが、橋梁周辺の地下通路までの歩道橋設置など道路改良工事となっております。道路改良工事の期間は6か月間となります。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 エレベーター完成後、おおよそ半年ぐらいの見込みかなということですね。さて、八川保育所・尺土線は、南北軸としての、仮称ですけれども、弁之庄・木戸線との結合が予定されていますが、現時点で、どの場所で接続を想定されているのでしょうか。また、完成時期の見通しについてもお答えいただけたらと思います。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 仮称、弁之庄・木戸線と八川保育所・尺土線の接続する部分についてですが、尺土池の西側の池沿いから接続する計画となっております。現在、奈良県と都市計画決定について協議を行っておりますが、完成時期については、現在は未定でございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 弁之庄・木戸線は尺土池の西側の道路を想定されていて、そして八川保育所・尺土線に接続するという形を今のところ想定されていて、奈良県と協議を行っておられると。完成時期は未定だということでもあります。弁之庄・木戸線の進捗につきましては、私のすぐ後に西川善浩議員が質問されますので、質問の詳細については西川議員にお任せしたいと思います。

さて、現在運休中でありまして、大和八木駅と関西空港とを結ぶリムジンバスについて、葛城市のもう一つの玄関口であります道の駅かつらぎに停車させようという構想を

耳にすることがよくあります。また、尺土駅にリムジンバスの停留所を設置してほしいという市民の要望、声もよく聞きます。さて、仮に大型バスの停留所を設置する場合、国道166号線との接続が課題になるかと思いますが、これにつきまして現在どのように検討されていますでしょうか。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 国道166号線との接続は、木戸地内のコンビニから保育所に向かう市道からの接続と考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 もし今のご答弁のとおりでありましたら、大和高田方面から166号線を通ってきた大型のバスですけれども、これにつきましては、尺土を超えてから木戸まで行って、木戸から更に踏切を渡って、そしてまた尺土駅まで戻ってくるという、一旦、西に行ってからまた東に戻るということになるかというふうに聞こえるんですが、その理解でよろしいでしょうか。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現在の道路や踏切の状況を考慮しますと、そのルートが合理的だと考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 行政としては、一旦、西に行って東に戻ってくるルートが合理的だと考えていらっしゃるということですね。承知しました。あと周辺道路ということでは、尺土駅前南側の東西道路、先ほどの八川保育所・尺土線から東の川を南に下がって、さらに、太田川沿いを南に下がって、それから疋田池東側の道路に出る道がありますけれども、この南北道路が非常に狭くて、出勤時には車のにらみ合いも見られます。生活道路でありますので、車のスピードが出せないよう工夫した上で行き違い設備の設置を要望する市民の声を結構聞きます。これらの市民の声につきましては現在どのように検討されているのか、お答え願いたいと思います。

杉本副議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 東の川沿いにつきましては、奈良県との協議の中で河川断面を減らすことはできないということから、東側への拡幅は難しく、多くの民家等に影響することとなりますので、拡幅につきましては難しいと考えております。また、太田川沿いにつきましても、西側河川区域で、同様の理由から、西側への拡幅、また、東側におきましても拡幅が難しいということでございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今の話も聞きまして、現状としてなんですけれども、私の認識としては、道路の整備、尺土駅前のロータリーが整備されたとしても、そこに至るまでの道路の整備が課題として残っているというふうに感じております。また、仮に道路整備ができたとしても、車の乗降のみに尺土駅を利用するということであれば、乗降客数の伸びには若干貢献するだろうと思います。しかし、駅周辺の発展に結びつくものではありません。やはり再開発をセットで検討すべきではないかというのが、私、このように考えるものでありますけれども、最後に市長にお尋ねをいたします。尺土駅前周辺整備工事について、阿古市長は昨日の施政方針演説で、

近鉄尺土駅前を中心とした駅周辺の住居を含む地区の整備をまちづくりの重点施策として位置づけ、駅前広場立体横断施設等を整備することにより、駅利用者をはじめ市民の皆様の円滑な通行と安全が確保できるよう、道路改良事業の早期の完了を目指し、引き続き取り組んでいきたいという旨、おっしゃいました。尺土駅が鉄道利用者の葛城市の玄関口であり、葛城市全体のまちづくりについても重要な拠点であるということは、市長も私も認識を共にするところではないかと思います。先ほど引用しました施政方針演説を聞いていまして、一番気になったところなんです、駅周辺の住居を含む地区の整備という部分なんですけれども、その部分の説明も含めて、尺土駅周辺の再開発に向けて、葛城市のまちづくりの観点から、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 駅周辺につきましては、駅前にぎわい交流拠点という観点から、商業施設の誘致、サービス機能の充実をはじめ、工場の移転等住居環境の整備、保全を進めてまいりたいと考えております。尺土駅は近鉄の特急停車駅であり、駅前整備が完成すれば、周辺環境も変わり、商業施設などの出店も見込まれることから、広域的な幹線道路、弁之庄・木戸線との接道についても整備を行い、市民はもとより、市外からの誘客の起点となるよう引き続き整備を進めていきたいと考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今おっしゃったことというのは、本当に葛城市の発展にとって重要なことだと思います。駅前周辺の開発は行政の腕の見せどころでございますので、葛城市のまちづくりのために、ぜひともスピード感を持って引き続きやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、社会教育施設の専門職について伺いをいたします。令和4年4月に博物館法の一部を改正する法律が成立いたしました。約70年ぶりとなる、博物館法の単独改正が実現したことになります。くしくも同じ令和4年4月に、葛城市がお二人の若い学芸員を採用されまして、葛城市歴史博物館の学芸員が3名に増員されました。その年、令和4年6月議会の一般質問では、歴史博物館と新庄文化会館等を例に挙げまして、集客施設の専門職について伺いをいたしました。今回は、そのときの質問から2年近くたとうとしていますので、学芸員が増員された結果、この間に実際によくなってきた点や今後の課題、そして前回伺えなかった専門職の採用について、市のお考えを伺いたいと思います。

ところで、今し方、私、集客施設と申しましたけれども、葛城市内の公共施設につきましては、葛城市が平成28年3月に発行しました葛城市公共施設マネジメント基本計画の中に施設類型別の方針というのが明記されていまして、それによりますと、歴史博物館などの文化施設や図書館などは集客施設に分類をされております。私は、令和元年12月議会の一般質問で、歴史博物館や図書館などの、葛城市で言うところの集客施設、一般的には社会教育施設とも呼ばれていますけれども、これについて、学芸員や司書といった専門職の配置などについて伺いをしました。そのときにも私申しましたけれども、私の心の中にといいますか、これは一貫して、博物館や図書館は教育基本法にのっとった社会教育法、それから、博物館なら博物館法、図書館なら図書館法に従って設置され、専門の領域については、

学芸員や司書などの専門職によって運営されるべきであるという持論、これはずっと持ち続けております。今回の質問のバックボーンに、直接聞かなかったとしても、バックボーンにもその考えがあることを冒頭お伝えしておきたいと思います。

さて、令和4年度までは、考古学がご専門の学芸員1名で、古代史から近現代史に至る研究や資料の収集、展示を行っています博物館の業務を1人でこなされていまして、ご苦労も大きかったものと拝察しますが、現在は、学芸員のご専門を見ても、考古学1名、古代史1名、近世史1名、合計3名となっています。まずは、間もなく2年がたとうとしておりますこの間に、実際、市民の目に見える博物館の事業として改善されてきたことと、今後の課題とをお伺いいたします。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 こんにちは。教育部の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ご指摘のとおり、令和4年度から学芸員が3名勤務しております。改善点といたしましては、まず、企画展、特別展といった展示会の回数を年2回から4回に増やすことができております。

次に、各学芸員が専門とする分野が異なりますため、展示会や歴史講座の内容に多様性を持たせることができるようになりました。併せまして、来館者や市民の方からのお問合せに対しまして、各自の専門性により、正確かつ適切な対応ができるようになっております。

今後の課題でございますが、当館収蔵品の調査、報告、公開活用や、市内に所在する各種文化財の調査など、増員により可能となりました事業に取り組むことが挙げられます。そして、その成果を公開し、広く活用を図っていくことが、今後求められる課題であると考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 ありがとうございます。令和4年に採用されたお二人は、これからどんどん経験を積んで専門職としての実力も伸ばしていかれることと思います。さて、葛城市の学芸員は、市職員でもあり、研究職でもありますので、専門職として成長していくには相当の努力と期間が必要ではないかと拝察するものでありますが、学芸員という専門職としての成長を促すために、研修や職場での指導など、どのようにされているのでしょうか。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 専門職としての成長につきましては、歴史博物館では、特任館長をはじめとして、長く博物館運営を担ってきた経験者を有しております。これら経験者とともに仕事をする中、様々な場面で指導を受けながら、学芸員として必要な見識を得られるものと考えます。また、例えば令和5年であれば、奈良文化財研究所が開催しました、ICT等を利用した文化財調査のDX時代への対応内容の研修など、国などが実施する研修の場に派遣することによって、日進月歩する各種技術への理解を深め、博物館運営での活用を考えさせるといったことも行っております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 私ども議会でも、総務建設常任委員会でもDXと言っていますけども、文化財調査もDX

の時代だということですね。

次に、市民からは直接目の届かない部分でありますけれども、学芸員の増員によりまして、歴史博物館の研究体制につきましては、具体的にどのように改善されたのでしょうか。まだ2年弱しかたっていないので、すぐに成果が見えるとはいかないところもあるかと思いますが、今後どのようなことが期待されますでしょうか。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 行政職員としての業務を分けて担当することによりまして、個々の事務負担量を減らすことができております。結果として、資料の調査、研究に充てる時間を増やすことができ、調査、研究にかける時間も増やすことができます。そうなれば、これまで課題として挙げられていた、文書調査をはじめとする各種調査、研究が進むと期待されます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 それでは、常設展や特別展などの展示や歴史講座の開催、図録物の作成などに対しても具体的によい影響が出ているのでしょうか。また、これらを担当されるには相当の見識と経験が必要なのではないかというふうに拝察するものなんですけれども、新規採用の学芸員のお二人はどの程度関わっておられるのでしょうか。また今後、お二人に成長してもらうための仕事の分担については、どのようにお考えでしょうか。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 昨年度から展示会を年間4回開催し、そのうち2回の企画展を、新規採用学芸員にはそれぞれの専門性を生かした展示内容で担当してもらいました。その結果、来館者の客層に変化が生じております。館としての専門分野の広がりや、新規の来館者を呼び込み、歴史博物館に新たな魅力をつくり出すことができたと考えております。同様のことは講座の面でも言えることでございます。年間、歴史講座を月に1回以上開催しておりますが、そのうちの2回を新規採用学芸員が1回ずつ担当いたしました。今後は、図録作成を伴う展示会を担当させることにより、学芸員としての見識、経験を磨いていくことを考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 やっぱ専門分野が広がったというのは大きいことですね。学芸員の増員によりまして歴史博物館の体制が充実したことを改めて評価したいというふうに思います。

ところで、過去にも何度かご答弁をいただいておりますけれども、歴史博物館は、歴史資料館ではなく、博物館と名っております。それについて、どのように博物館施設の要件を満たしているのか、改めてお伺いをしたいと思います。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 博物館法では、博物館とは、歴史をはじめとする諸分野について、資料収集、資料の保管、展示、教育普及と資料に関する調査、研究をすることを目的とする機関と定めております。その目的を達するために、施設面においては、展示のための常設展示室、特別展示室、そして資料保管のための収蔵庫、特別収蔵庫を設け、教育普及のためにはあかねホールを活用しております。また、博物館法では、博物館の任務達成のため、館長と学芸員の配置が定められております。なお、葛城市歴史博物館は博物館法が定める要件を満たしている

ことが奈良県教育委員会の審査によって認められており、登録博物館と区分されます。

博物館法の改正によりまして、登録博物館の要件に幾つかの変更が生じています。改正博物館法における登録博物館となるには、博物館資料の収集、保管、展示及び調査、研究を行う体制等の基準に合致するのかが等、再度の審査を経ることになります。令和4年度より5か年のうちに再審査を経る必要があり、現在、新用件での審査に向けて研究を行っております。引き続き、登録博物館として存立する所存でございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 博物館法が改正されましたが、これによって登録博物館の要件に幾つかの変更が生じているということだそうですねけれども、引き続き、葛城市歴史博物館は登録博物館として続けてもらえるというふうなことであります。博物館法の本質にのっとり運営について先ほど伺いました。このような研究や展示、それから歴史講座の開催、図録物の作成でありますけれども、それ以外、どのようなことを行っておられるのでしょうか。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 1つに教育普及活動がございます。これにつきましては、市内外の小学校の見学を令和5年度の実績では延べ6回受け入れており、学校への出張事業には、中学校に1回訪問するなど、各種メニューを取りそろえております。このほか、大字南今市で発見された資料を当館で調査し、その結果を夏季企画展として展示いたしました。また、大字疋田が行った地元神社の絵馬の保存、収蔵事業について、文化資源活用のため協力いたしました。

改正博物館法におきましては、他の博物館や地域の多様な主体との連携、協力による文化観光、その他の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことが新たに努力義務として付されております。このような理念の実現に向けての研究も行っていく所存でございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今し方ご答弁にありました、大字疋田が行った地元神社の絵馬の保存、修理事業です。疋田の調田坐一事尼古神社で大絵馬の修理、修復を行われたんですねけれども、この修理につきまして、私、話を聞いておりましたら、疋田神社伝統行事保存会の皆さんが、歴史博物館に絵馬の経年劣化を何とか止めたいということで相談をされたということでもありますけれども、そのときに新しく来られた学芸員の方が、文化資源活用補助金というものを利用したらできるのではないかとということで、それを利用した修理が実現したということでもあります。

天理の奈良歴史芸術文化村の文化財修復・展示棟というのがありまして、地下1階に、絵画・書籍等修復工房というのがございます。私も見に行っていました。そのところでおおよそ3か月かけて修復したものが、今は神社にまた再度奉納されているということでもあります。ちなみに、修復をしていた絵画・書籍等修復工房の隣の部屋なんですけれども、ここは當麻寺の仁王像が現在修復されている部屋の隣であるということでもあります。

さて、冒頭申し上げましたように、学芸員は専門職としての側面が大変大きいものがありますけれども、葛城市職員としての側面もあります。このことについてどのようにお考えになっていますでしょうか。また、行政職としての研修や職場での指導など、どのようにされているのでしょうか。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 行政職員としての研修につきましては、奈良県市町村職員研修センター等外部研修や、市役所内の各部署が実施します各種研修に参加し、習得することにより、行政職員としての見識の醸成を図っております。現場におきましては、歴史博物館が担う各種事務を偏りなく担当できる能力を身につけられますように指導に努めております。行政事務を習得することで、館の運営や管理について包括的な見方ができるようになると考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今し方おっしゃいました、包括的な見方が大事だろうというふうに思います。専門の領域に精通するということは大事だと思いますけれども、例えば文化財の保護とか、それから、特に発掘調査であれば、建設課などとの連携も必要となってくるのではないかと思います。こういったものというのは、行政の枠組みの中でやっていきますので、包括的な見方が大事なのではないかと私も思います。葛城市では、学芸員を一般事務職とは別枠の専門職採用されているように聞いております。これにつきましては、具体的にどのような形で行っているのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

本市においては、令和4年4月採用において、一般職とは別枠で学芸員の募集をいたしました。受験資格としては、①学校教育法による大学または大学院の専門課程において、歴史学、考古学、その他これらに類する学科等の課程を卒業、修了した人、または令和4年3月卒業、修了見込みの人。②博物館法に規定する学芸員の資格を有する人、または令和4年3月31日までに取得見込みの人。この2つの要件を満たす人を募集し、採用試験の結果、2名を採用いたしました。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 では、葛城市において、学芸員を専門職採用している理由はどのようにお考えでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 博物館法において、博物館には館長、学芸員を置くことと規定されており、また、令和3年6月に学芸員が退職したことにより、歴史博物館の運営に支障が生じることもあり、専門職としての学芸員を採用いたしました。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 学芸員については専門職採用をされているということでもあります。さて、今度、図書館司書のことについて伺いますが、合併して葛城市となってからは、公共図書館の司書は、専門職採用ではなくて事務職採用をしていますけれども、旧當麻町、新庄町時代には専門職採用していた時期もあったように聞いております。旧町時代も含めた司書採用の経緯についてお伺いをいたします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 合併以降、葛城市では、司書としての採用は行っておりません。なお、合併以前の旧當麻町において、平成6年4月採用及び平成7年4月採用において、司書の募集をいたしま

した。受験資格は、図書館司書の資格を有する人、または取得見込みの人とし、採用試験の結果、平成6年4月に2名、平成7年4月に1名を採用いたしました。また、合併以前の旧新庄町において、平成3年4月及び平成4年4月に募集職種及び受験資格等、採用試験の詳細については不明でございますが、司書資格を有する職員を採用、平成5年4月及び平成6年4月に司書として新庄図書館に配属いたしております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 分かりました。以前にも私、伺いましたけれども、図書館司書の専門性について市としてはどのようにお考えでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 現在、生涯学習課所管の葛城市図書館には、図書館司書の資格を持つ者が、常勤職員が2名、会計年度任用職員の3名が配属されております。図書館司書は、図書館資料の選択、発注、受入れから分類、目録作成、貸出し業務、読書案内などを行う資料や情報の専門家であります。また、市民と日常的に接し、市民の情報ニーズに対応することで市民と行政をつなぐ重要な役割を担っていると考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今し方、専門家というふうにおっしゃいましたが、私も司書は、専門家といいますか、専門職だというふうに思っております。葛城市では、司書を専門職でなく事務職として採用しておりますけれども、そのことについて市としてはどのようにお考えでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 現在、本市において常勤職員としての司書の資格を有する者は12名おり、専門職としての採用は行っておりません。図書館司書を事務職として採用することについては、採用した職員を他の部署への弾力的な人事異動も行いやすく、職員が他の部署を経験することで能力の向上にもつながっていくものと考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 市としては、司書を専門職採用しなくても、司書の有資格者は採用できているということですね。私も司書資格を持っておりますけれども、司書というのは、資格云々よりも、就職してから勉強のほうがよっぽど大事なんです。その勉強というのは、例えば、専門の勉強に限るというわけではありませんで、行政全体の勉強ということも大事だということも考えます。また、市としては、弾力的な人事異動も行いやすいということについて、このお考えは理解いたしました。

では最後に、教育長にお伺いをいたします。現在、ML連携、MLといいますのは、ミュージアム、ライブラリー連携など、博物館と図書館とが協力して、共通のテーマに沿った企画展示やセミナーを開催するなどの活動も行われております。歴史と文化に彩られた葛城市民の地域への誇りと愛着という、シビックプライドという言葉、私、実は、先ほど話がありました、調田坐一事尼古神社の大絵馬の修復のときに初めて聞いた言葉なんです。シビックプライドの醸成のためにも、社会教育施設の質の高い活動が期待されるというふうに思います。シビックプライドの醸成というものも、住みよいまちづくりのために意義あるもの

ではないかと思うわけでありますが、そのためには、質の高い生涯学習活動というものが大事になってくると思います。そのためには、社会教育施設を支える学芸員、あるいは司書などの専門職のレベルアップが重要というふうに私は考えるわけでありますが、その辺りの教育長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

杉本副議長 椿本教育長。

椿本教育長 皆さん、こんにちは。教育長の椿本でございます。よろしくお願いします。

社会教育施設を支える専門職についての考えということでございます。まずもって、社会教育施設は、生涯学習の拠点として重要な役割を担っております。そのため、専門職の育成、また確保は、社会教育施設の活性化にとっても不可欠であると認識しているところでございます。議員お述べの、ミュージアム・ライブラリー連携、あるいは、ミュージアム・アーカイブズの取組は、社会教育施設として質の高い住民サービスを提供する上でも有効であると考えております。

現在、本市の歴史博物館では、先ほど理事の答弁にもありましたように、大学や県内外の研究施設等と連携して、展示会、また歴史講座など、内容の充実を図りまして、多様な学習ニーズにも対応した学習機会を確保しているところでございます。今後は、議員お述べのように、歴史博物館と図書館などが連携を図ることにより、新しい学びのきっかけ、あるいは地域の活性化となる学習機会を創造できるよう研究してまいりたいと考えております。

以上です。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今、教育長がおっしゃいました、歴史博物館と図書館との連携、ぜひともよろしくお願いいたします。そして、地域の活性化となる学習機会の創造ということ、こちらの研究どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先ほど専門職採用ということにつきまして、私、図書館司書を昔やっていたということなんですけれども、私、大学を出て、滋賀県の現在の東近江市の教育委員会に就職しまして、そのときは、私は、図書館は専門職採用でございました。滋賀県の県立図書館の職員と、この前、話をしていたときに、今、図書館の常勤職員の有資格者は何%ぐらいいらっしゃるんですかと聞きましたら、81.6%、令和3年度の数字なんです。このときは全国ナンバーワンということで、ぱっとこういう数字が出てきました。滋賀県の全市町村は専門職採用をしております。こういったことが事例としてございます。翻りまして、奈良県はどうなっているのかなと思ひまして、私の把握している限りにおきましては、奈良県内の12市につきましては、専門職採用しているのは、司書として専門職としているのは、名前は伏せておきまして、1市だけでございます。12市のうち4市は、TRCというところに指定管理しているところがありますし、また、窓口につきましては、2市が業務委託で委託業者に任せているということもございます。おおよそ、大体、常勤の職員は事務職の方が多いです。その話をある滋賀県の公共図書館の館長に話をしますと、窓口の業務委託をしている図書館の話をしますと、彼女のおっしゃるには、やっぱり図書館の司書というものは、窓口に行って、そして、きめ細やかな住民との会話の中で、いろんな話をして、そしてそれから、例えば問

題点を見つけたりとか、情報を提供したりとか、そういうところに専門性があるんだという
ような話も聞きました。

私が、例えば奈良県の公共図書館も、滋賀県の公共図書館のようにそういうのを目指せば
いいのかということを言っているわけでもないんです。といいますのは、滋賀県の県立図書
館と奈良県の県立図書館というのは、図書館に対する考え方が違います。そしてまた、公共
図書館、市立図書館というのは、県立図書館のサポートをもって活動していくわけですから、
県立図書館の体制が違いますので、これを一緒にくたにするのがいいということを申し上げて
いるわけでありませんので、念のために申しておきたいと思います。といっても、やはり司
書の専門性をレベルアップということは大事だと思いますので、市におかれましては、司書
の専門性により一層のご理解をいただきまして、司書のレベルアップのためのご配慮をして
いただきたいと思います。学芸員のレベルアップによって、葛城市のシビックプライドの
醸成に本当に貢献し始めている。これは本当にいいことだと思いますので、司書につきまし
てもお願いをしたいと思います。

また今後、司書の配置等につきましては、現在、葛城市で、當麻庁舎の危険性排除に伴
う機能再編に関する特別委員会があって、現在の當麻文化会館の複合施設に対する議論も行
われております。そのことも踏まえた上で、滋賀県はご紹介しましたけれども、奈良県の現
状の中でどういったことをするのがいいのか。私も研究をした上で今後、提言などを行って
いければと思います。

これで私の一般質問を終わります。今回も丁寧なご答弁、誠にありがとうございました。

杉本副議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は午後４時25分をお願いいたします。

休 憩 午後４時０９分

再 開 午後４時２５分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

次に、１番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

１番、西川善浩議員。

西川議員 本日最後の登壇者となりました。お疲れのところと思いますけども、もうしばらくお付き
合いのほう、よろしくお願いします。

西川善浩でございます。私からの質問なんですけども、弁之庄・木戸線の進捗について、
それと奈良県社会教育センター跡地に関することについてと、大きく２問でございます。

これより先は質問席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川村議長 西川議員。

西川議員 いつも小ばなしをさせていただくんですけど、今日は時間も押していますので、すぐに質
問をさせていただきたいと思います。１問目なんですけども、仮称、弁之庄・木戸線の進捗
についてというところでございます。本年は市制施行20年を迎えることになります。合併に
至るまでのご苦労についても、当時携わった方々より、大変な困難な状況や課題についても

聞かせていただいていたところでございます。本当にこれまで先輩諸兄氏が、大変な大きな山を乗り越えてきてくださり、新市建設計画の下、合併特例債などの本当に有利な起債を活用して様々なまちづくりの事業を行ってまいりました。クリーンセンターの建設、給食センターの建設、そして道の駅かつらぎ建設、各中学校の耐震化など、他市では今なお課題となっている事業を進めてくることができました。しかしながら、尺土駅前周辺整備や国鉄・坊城線事業などについては、20年を迎える本年にあっても、いまだ道半ばとなっております。これらの事業については、本市発展のために一刻も早く遂行をさせなければなりません。また、新市建設計画にうたわれ、葛城市マスタープランにも示されている、本市の南北を横断する骨格軸でもある、仮称、弁之庄・木戸線にあつては、20年もたっているにもかかわらず、具体的なルートや行程が示されていない、そのような状況でございます。この道にあつては、旧當麻町と旧新庄町を結ぶ重要な路線であると考えられ、市民の期待も大きいところでございます。令和3年度には、仮称、弁之庄・木戸線のルートを模索する予備設計が行われました。その後、1度、総務建設常任委員会協議会の中で7ルート案というのも当時の担当課より報告を受けました。しかしながら、その後は、令和4年度、そして令和5年度と当初予算にも上がってこず、今現在どのような状況であるのかが分からないというのが実情でございます。そこでお伺いをいたします。まずは令和3年度に行った予備設計の成果内容というのをお聞かせください。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

成果の内容につきましては、弁之庄地区の市道中道・諸楯線と大和高田バイパスの高架下の交差点を起点に、北方向の国道166号線へつながる路線として7ルート案の検討を行っております。1案につきましては、起点から近鉄線を立体交差で国道に接続する案。2案は、起点より尺土池西沿いから事業中の尺土駅前広場につなげる案。この案が最終案となっております。3案につきましては、起点から斜めに磐城第2保育所につながる案。4案から6案につきましては、起点から斜めに磐城第2保育所につながる3案より斜め部分を少なくした3つの案となっております。7案は、起点から斜めに磐城第2保育所から東へ3つ目の交差点につなげる案の、以上の7案でございました。

1案の、オーバースパスやアンダーパスの立体交差案につきましては、近鉄南大阪線と国道166号線の距離が短いために、オーバースパス案であれば道路勾配について、アンダーパス案であれば葛下川が支障となり、どちらも技術面、費用面等のことから難しいという結果となっております。2案の、165号バイパス線と中道・諸楯線の交点から北向きに尺土池西側から八川保育所・尺土線に接続するルートは、概算事業費が低く、用地を斜めに大きく分断する線形でないために、用地交渉が比較的優位であることから最適としております。

川村議長 西川議員。

西川議員 初のパネル芸ですので、たどたどしいところがあるかもしれませんが、ご容赦願えますでしょうか。今ご説明にありましたところが、国道165号線、大和高田バイパスと言われるところです。それと、中道・諸楯線、これが南北に今、諸楯神社から南にずっと新庄小学校

のほうを南に抜けていく道でございます。そこをまず起点といたしまして、この南側、国道166号線につなぐと。これが仮称、弁之庄・木戸線というところです。今ご説明にあったのは、この中央、疋田池公園があります。これの西側をほぼ南北に真っすぐにずっと尺土駅まで続いていくと。ここが八川保育所・尺土線と言われるところです。これが今、尺土駅周辺整備をしていただいているところの線にぶつかって、西に上がって、踏切を渡って166号線へとつないでいくと、こういうルートが今、一番優位な案であるというところで進めていこうとしているところでございます。

いろいろ案があったんですけど、例えば、先ほどもご説明にあったように、起点は一緒なんですけど、磐城第2保育所に向かって斜めに行く案であるとか、これについては、用地を持っておられる方が多数存在してくるというところで、なかなか交渉も難しくなってくるのではないかとこのところでは断念をされている。もう1個は、本来でありますと、国道166号線に直接つなぐ必要があるんですけども、近鉄南大阪線がずっと通っております。これをオーバーパス、要は高架で渡すということになると、距離もそうですけど、すごく費用もかかってくると。今度は下を通そうやないかと。下を通すのであれば、葛下川の下を通さなあかんというところで、これもかなり費用がかかってくるというところで、今、八川保育所・尺土線に接続するという案が進められているということになります。ここで大体道のことについては今見ていただいたと思うんですけど、これの事業化に向けての取組状況というのをお伺いいたします。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 取組の状況についてでございますが、令和3年度に予備設計を行った成果を基に、令和4年度より、奈良県と協議を行っております。方針としましては、市の道路事業の問題点を踏まえ、収用事業を円滑に進めることを視野に入れて進めることが重要だと考えております。そのためには、この道路については、まず都市計画決定を行い、その上で活用できる補助事業の条件を満たすことについて奈良県と協議を行っておるところでございます。

川村議長 西川議員。

西川議員 都市計画決定をまずは打っていかなあかんと。都市計画道路として都市計画地図にちゃんと示さなあかんというところでございます。これ、何で都市計画決定をせなあかんということなんですけど、この辺、都市計画決定をするメリットとか、それをお伺いできますでしょうか。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 メリットについては、3点ございます。1つは、土地収用法第20条の事業認定とみなされるということで、都市計画事業の認可、承認をもって事業用地の収用を行うことが可能というところが1点。2点目が、建築制限の強化ということで、建築等の制限をかけることができるということです。3つ目は、土地、建物等の先買いということで、事業地内の土地、建物等の譲渡等に当たり、届出が必要となり、土地、建物等を先買いが可能となるということでございます。

川村議長 西川議員。

西川議員 都市計画決定を何でやっていかなあかんかというところなんですけど、今、中道・諸鉄線というところは都市計画決定を打たずに進めてきた。県の事業でもあったんですけど、進めてこられたんですけども、都市計画決定を打つということは、強制力が出てくるというところがまず1点あります。それと、建築制限、道路の真ん中に土地を持っている人やったら、もしかしたら、建物を建てられる可能性があったら建ててしまうと。その場合は規制ができると、都市計画決定を打ったら規制ができていくので、その辺について一応強制力は持たせられると。あとは、これも大きいんですけども、都市計画決定を打つということは、これに向かって市なり県なりがしっかりと道路整備を進めるということです。その事業の決定がほぼ確定しているということです。土地の先行取得が可能であるというところが、その3点がメリットであるということでした。これ、僕が議員にならせてもらってから、もちろん都市計画決定を打っているもんやと思っていたんです。でも、これ、全然、今まだこの段階なんです。やっぱり都市計画決定をしっかりと打って、この事業を進めていかなあかんということで今回質問をさせていただいているところでございます。

それでは、次、質問なんですけど、都市計画決定を受けて、都市計画道路として決定する条件、それとプロセスというのを伺いたいと思います。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市計画道路として決定する条件としましては、主要な幹線道路をつなぐ道路計画であること。また、主要な幹線道路と主要な駅とを接続する道路であること等が条件となります。手続としましては、奈良県との事前の協議が整えば、都市計画原案の作成、市の都市計画審議会の審議、計画案の閲覧、公聴会の開催、知事との協議、都市計画決定の告示縦覧の流れとなります。県との事前協議が終了すれば、約半年から1年間で都市計画決定の決定告示となるということでございます。

川村議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。都市計画審議会に諮るわけですから、結構かなりの手続、プロセスを踏んでいかなければならないと。その前にきっちりと協議をしていかなあかんというところもございますので、この辺については今、進めていただいておりますけど、やはりスピード感を持ってもっと進めていただかなければならないと感じているところでございます。今、奈良県と数回ぐらい協議をしていただいておりますけども、この協議内容、それと協議、今どんな状況であるのかというところもお聞かせ願えたらと思います。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 県との協議におきましては、都市計画決定を行うに当たり、道路とまちづくりの関係、活用内容等の精査が必要であり、具体的な方針が必要ということでございます。必要性については、この道路は、尺土駅前周辺整備事業における主要駅と道路を結びつけることで、鉄道と道路交通の活性化により、にぎわいの創設、日常生活の利便性の向上等、様々な効果が期待されると位置づけております。現在の協議の状況におきましては、尺土駅前周辺整備事業の完了が必須であるとのことでございます。

川村議長 西川議員。

西川議員 尺土駅前の完了が必須ということ、これ、後でもう一回、質問をさせていただきますけども、先ほどおっしゃっていただいた予備設計、7案の中から優位な1案ということで、冒頭でもお話しさせていただいたんですけども、総務建設常任委員会の協議会の中で一度、お話しはさせていただいているんですけども、そのとき、このルートでいきますよというところが、私の中では覚えてなくて、今こうやって公に出させていただいているわけなんですけども、優位な1案に絞って進めていただいておりますんですけども、このルートに係る地元への説明というのはまだ行われておらないと、それを教えていただけますか。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市計画決定の手続につきましては、地元との協議が必要となります。関係者との協議につきましても、県との協議の進捗により、前向きには取り組んでいきたいと考えております。

川村議長 西川議員。

西川議員 そうですね。やはり地元に対しての説明というのは絶対必須になってくるし、もちろん、都市計画決定をしていく中でも、その手続の中にも含まれておるところなんですけども、私たち議員も、まだ今日、今この段階で、この優位な案で進めているというところを公でみんな認識したというところですので、一つでも早く、協議、地元の区長であるとか、ここで進めておりますというところは、丁寧な説明をしていただきたいと。都市計画決定のプロセスの中で、それは別として、丁寧な説明が必要ではないのかというところがございますので、その辺はお願いをしておきます。

それと、先ほど、これを進めて協議をしていく上で、先ほど吉村議員の中でもいろいろとご質問もありましたけども、尺土駅前の整備が完了してから都市計画決定がやっていけるというようなことやったんですけども、ここは、もちろん、今、エレベーターの工事もやってもらっています。ロータリーの工事も進めていこうとしております。拡幅工事についてもそうなんですけど、ほんで、事業認定をここは今出されていると。事前相談ぐらいですか、出されているというところなんですけども、これは、僕、1つの、ここの工事を待ってから都市計画決定をするということは、どれだけ時間がかかるねんと思っているわけです。事業認定を今されているわけです。ということは、僕の中では、ここの整備というのは見えているんです。できるということ、担保があるということなんです。それを県のほうにもしっかりと分かっていただいて、都市計画決定の手続に入れるように、工事が完了して、そこからやりますということでしたら、これはあまりにも、どれだけ時間がかかるのかというところなので、この辺について、奈良県と、事業認定もして、しっかりと尺土駅前については見通しが立っているんやということを前提に都市計画決定の協議に入っていただける、そういうことは県との交渉に生かすことはできないのでしょうか。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現在、事業認定の事前の協議中でございます。収用事業に入っていくと、裁判などに対して様々な理由づけや説明が必要となってきます。その準備段階でございます。現在の状況も踏まえ、協議を進めることができるのかについても、県に対して働きを行っていき

たいと考えております。

川村議長 西川議員。

西川議員 ぜひとも、これについては、担保として今、事業認定をやっていると。それができたら都市計画決定の手続に入れるような形に協議をしていただきたい。これはもう本当にしっかりと要望させていただきたいと思います。都市計画決定を打って都市計画道路になったとしても、僕が見ていても、10年、20年かかっているところがざらなんです。だから、これはまずその前の段階であるというところなんです。これについては、本当に尺土駅前のにぎわいをもたらす、市長の施政方針でもありましたけども、これについても、この道路については、本当に僕、大切な道路だと思っておりますので、どうか県との協議をしっかりと進めていただけるようお願いをしたいと思います。

それと、八川保育所・尺土線に当たるんですけども、磐城第2保育所の前の道に当たるわけです。そこから国道166号線に通じていくと。ここが、踏切、もちろん、今でもかなり渋滞をしておりますし、保育所の送り迎えもそうですし、ここは通学路にもなっております。かなり危険な状況になってくると思われます。これが、もし、通じてもっと交通量が増えると、ここが本当にウイークポイントになってくるというところがございますので、それを解消するというか、そういう計画というのは、危険なことを解消するような計画というのはございますでしょうか。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 磐城第3号踏切なんですけど、これはバリアフリー化促進を目的に、改良すべき踏切道として今年度に国土交通大臣から指定を受けております。また、通学路でもあることから、安全性向上のための点字ブロックの設置等の安全対策を検討してまいりたいと考えております。

川村議長 西川議員。

西川議員 認識はしていただいておりますというところなんですけども、渋滞緩和というところに関しては、まだまだ今から考えていかなんところなのかもしれないというところなんです。例えば僕が考えるところだと、先ほど吉村議員のときに、ファミリーマートに行くところ、例えばあそこを片側2車線にしていくとか、何かしら渋滞緩和をしていかな、あそこは本当にウイークポイントになってくるのではないかとこのところでございます。この案で進めるのであれば、そこもきっちりと考えた計画を葛城市は持っていかなあかんのかなと思うところでございます。

もう1個、葛城市のマスタープランでは、本事業の仮称、弁之庄・木戸線から中道・諸鍛線、ひいては、県道寺口・北花内線までをつなぐ計画でございます。中道・諸鍛線についても、まだ開通を迎えていない状況であるんですけども、地権者の協力を得られるように折衝というのは行っているのかと。行っているのならば、いつ行って、どのような内容であったのか。折衝ごとですので、答えられる範囲でお伺いをしたいと思います。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 中道・諸鍛線の用地交渉についてでございます。交渉の内容はお示しできません

が、令和元年度と令和2年度に地権者の方と数回交渉を行いました、合意に至らず、引き続き交渉していきたいと考えております。また、今年度に別の地権者の方に連絡をさせていただきました。交渉を進めていくということでございます。

以上です。

川村議長 西川議員。

西川議員 この線につきましては、新庄町時代にできた、していこうというところの計画であったんですけども、いまだ開通をしていないというところなんです。これは引き続き、粘り強いといいますか、交渉していかんなんのかなと思いますし、僕もしっかりとそれについては協力もさせていただければというところでございます。考えておりますので。

旧町が合併して20年を経過しようとしておるところなんですけども、2つの旧町を結ぶ本事業が、本当に真の合併というものを遂げる事業であると、大げさではなくて、本当にそう僕は考えておるところでございます。交通アクセス面に関してもそうであるんですけども、将来の葛城市の公共施設マネジメントを計画する上で、この事業をなくしては成り立たないと、私は考えるところでございます。

忍海地区、新庄地区、當麻地区を1本で結ぶ社会資本整備を進めるということが、本市発展の核となって、私たちの子や孫が本当に豊かな生活を送ることができる1つのキーワードになることは間違いないと思っておるところでございます。このような本当に大きな事業は、様々な方々のご協力もいただきながら進めなければなりませんし、難しいことも重々感じておるところではございますけども、どうぞ、本市の明るい未来のために、地道な働きかけを行っていただきたい。また、私自身も協力していきたいと考えておりますので、早期の実現に向けて汗を流していただくよう要望させていただきたいと思います。それでは、本質問についてはこの辺にとどめておきたいと思います。

それでは、引き続いて、奈良県社会教育センターの跡地に関することについてというところでございます。先日の奈良県議会のほうでも、葛城市選出の西川県議から山下知事にこの質問をしていただいております。おさらいですけども、令和3年4月より休館となっている奈良県社会教育センター跡地については、私を含め、他の議員からも、幾度となく質問をさせていただいております。新池郷という各大字があるんですけども、新池郷を中心とする4か大字からも、4つの懸案事項と跡地の活用といったところで要望書が、葛城市また市議会にも提出をされております。懸案事項の1については、環境面についてのこと。そして2については、防犯面についてのこと。3については、災害面についてのこと。4、獣害、獣の害についてのこと。それらについては、市を窓口にして、奈良県が定期的な見回りや、年2回の草木の剪定であったり、草刈りを行っていただいております。地元としても、これについては大変助かっているところではございます。地元として助かっているんですけど、管理について住民から少し指摘を受けているというところもございますので、これについては、この場ではないですけど、また部長に相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問については、跡地の活用についてを主として質問させていただきたいと思いま

す。さきに述べた、地元からの切実な要望を市議会としても受け、総務建設常任委員会の調査案件として取り上げていただき、葛城インターチェンジエリア周辺を中南和観光の広域観光の促進の要として、社会教育センター跡地エリアを市内滞在型観光の拠点として、この約3年間に於いて、葛城市としても、市議会としても、一定の方向性を見いだしてきたところでございます。それに向かって市としても、ソフト事業において、連日にぎわいを見せている道の駅かつらぎにおいて、ちゃんこ鍋コンテストであるとか、マルシェであるとか、そういうイベントを開催しながら市内外に発信を行っているところでございます。また、ナイト観光においても力を入れていくということで、この4月には、しあわせの森公園のフットライト点灯式というのも予定をされておると伺っております。また、奈良県社会教育センター跡地においては、かつらぎ花火大会が開催され、市民やその周辺地域の方々にとっても、心に残るものとなって、本市のにぎわい創出に欠かせないものとなっておりますというところでございます。

そこで、このように本市としては、本市の観光事業に寄与する大切な奈良県社会教育センターエリアについて、奈良県として令和5年4月に知事も代わられて、現在、奈良県とどのように検討を行っているのかというところをお聞かせ願えたらと思います。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

奈良県社会教育センター跡地の利用につきましては、令和5年4月に知事が代わられて以降におきましても、滞在型観光の創出という観点から、奈良県の関係部局と連携して進めるため、引き続き協議を行っているところでございます。現在は、宿泊施設の誘致に向けて、奈良県企業立地推進課と連携し検討しているところでございます。また、市長も知事との面談の中、県と市が連携して検討を進めることについて確認しております。

以上です。

川村議長 西川議員。

西川議員 昨年の6月定例会での私の一般質問において、知事交代によって奈良県社会教育センター跡地利用に影響があるのかと聞いたところ、阿古市長からは、市の方針としては、変えることなく進めていきたい。現知事にもこのエリアがいかに可能性のあるところであることをしっかりと伝え、県と連携して進めていきたいとおっしゃられました。その後、今ご答弁にあつたんですけども、知事と面談してそれを確認したということよろしいですか。

それでは、少し具体的に、今、奈良県との調整というのはどのように行っているのかというのを伺いたいと思います。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 現在、奈良県企業立地推進課とは、奈良県のホテル誘致のこれまでの取組、宿泊施設支援制度などを共有しております。また、奈良県社会教育センターエリアの宿泊需要調査について調整を進めてまいりましたが、市としては、葛城インターチェンジ周辺エリアにおける滞在型観光について、より現実的に構想を検討する必要があるため、社会教育センターエリアの宿泊事業調査を現在市において委託業務として実施し、3月末には調査が完了する予

定でございます。

川村議長 西川議員。

西川議員 昨年度の予算でも宿泊需要調査というのが出てきておりましたけども、この3月末で完成品が出てくるということです。宿泊需要調査とは、おさらいなんですけど、どのようなことを調査するものなのかということを伺いたいと思います。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 宿泊需要調査につきましては、奈良県社会教育センター周辺の状況や宿泊動向を調査し、葛城市における宿泊需要を調査することを目的に実施しているものです。調査の内容につきましては、旅行市場の動向、交通アクセスなどの外部環境調査、葛城市周辺の宿泊市場調査、旅行者へのアンケート調査、宿泊事業者へのヒアリング調査を踏まえまして、宿泊施設の事業規模及び採算性などを分析し、社会教育センターエリアへの誘致に適した宿泊施設の規模やジャンルについて絞り込むというものでございます。この調査結果を参考に、今後、葛城インターチェンジ周辺エリアにおいて、滞在型観光によるまちづくりについて検討してまいりたいと考えております。

川村議長 西川議員。

西川議員 これについて3月末にまたその結果が出てくるところで、どこかのタイミングで総務建設常任委員会でも報告をしていただきたいとお願いをしておきます。そこから僕が気になるのが、奈良県、どれぐらい協力体制を組んでいってもらえるのかということなんなんです。今の阿古市長も面談をされたということなんですけど、山下現知事は奈良県社会教育センター跡地についてどのように考えておられるかということをお聞かせ願えますでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 令和6年2月の奈良県議会定例会の西川県議会議員の一般質問で、奈良県社会教育センターの活用に向けて県と地元葛城市が連携して進めるべきと考えるが、今後どのように取り組むのかという質問に対し、山下知事は、葛城市からは、社会教育センターの跡地について、滞在型の周遊観光につなげていきたいと聞いている。また、これまで県と市で協働し、宿泊事業者にヒアリングを行ったことや、県が主催で民間企業向けに立地セミナーを行い、民間事業者から宿泊の動機づけとなる周辺エリアのコンテンツづくりが重要であるという意見があったという答弁をされました。さらに、奈良県社会教育センターエリアが市街化調整区域ということもあり、葛城市が都市計画の変更など計画策定も含めてしっかりと対応する必要があるなど、徐々に課題整理ができつつあるという認識を挙げられ、奈良県が葛城市と連携しながら、奈良県社会教育センターの跡地の活用を進めていきたいと考えているという答弁をされました。

川村議長 西川議員。

西川議員 結構、僕も録画を見させていただきましたけども、しっかり前向きな答えを返していただいているという印象は受けました。課題についても、知事があそこまで考えてくれてはるのかということも、率直な感覚としては、ありがたいことやなと思っております。そやから、葛城市としても、都市計画の問題ということももちろん出てきます。僕も専門でやって

おりますので、都市計画、線引きを変えるとかもそうですし、いろいろ地区計画、いろんな手法があると思います。これをしっかりと葛城市は模索して、宿泊施設を建てられる土俵をしっかりとつくっていかなあかんと思うところでございます。

あとは、ちょっと戻りますけど、今は社会教育センターエリアの話をさせていただいておるんですけども、宿泊需要調査を受け、知事もコンテンツづくりが必要であるとかもおっしゃっておったと思うんですけど、葛城インターチェンジ周辺エリアのまちづくりについてどのように進めていくのかということも大事だと思うので、お答えをお願いいたします。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城インターチェンジ周辺エリアにつきましては、まず、道の駅かつらぎエリアにおいて広域観光の促進、奈良県社会教育センターエリアにおいて滞在型観光の創出を軸に、エリア内での都市計画法などの法令上の課題整理、道の駅かつらぎから奈良県社会教育センターを結ぶエリアの活性化、また、当該エリアから山麓エリアへつなげるためのまちづくりについて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

川村議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。こういう形でエリア全体を大きく捉えて、引き続き検討していくという回答でございました。少し踏み込んで私からの意見と、ちょっとした要望といいますか、それについてはお話をさせていただきたいと。前知事のときに奈良モデルというのを打ち出されておりました。その中で、市町村と奈良県とが協力して事業を進めていくという、まちづくり包括協定というのもありました。包括協定があつて基本協定を結ぶと、いろんな奈良県からの有利なメニューを用意していただけるとかいうこともありました。これについて、葛城市においても、葛城インターチェンジ周辺エリア、もちろん、このエリアは奈良県社会教育センター跡地も含んでおるんですけども、包括協定の締結に向けて協議を開始するという手はずになっておりました。しかしながら、今の現知事に代わられてから、市町村と連携してのまちづくりの推進というのが明確に示されておらず、本市としても、棚上げになっておると感じているところがございます。奈良モデルについては、奈良県の施策のことでありますので、私からどうこう言うことはございませんけども、先日的一般質問で、現知事もこのエリアには可能性があるとの認識されていると。今だからこそ、葛城市、本市にも有利な条件で奈良県社会教育センター跡地を県と連携しながら進めていただきたいと思います。

そこで私の要望といたしましては、4つありますけども、1番は、社会教育センター跡地については、葛城市または奈良県が何らかの形で関わっていないと、このような本当に広大で自然豊かな土地の管理について、例えば民間所有になった場合、地元としても懸念事項が増えて、不安を抱える材料になってしまいますので、その辺に関しては、計画を進めていく上で留意をしていただきたいと思うところでございます。次、2番目なんですけど、ここから僕が個人的にわくわくするようなもので、頭に入れておきながらまた計画を進めて、ホテル、民間の誘致の方でも頭に入れながら進めていただきたいと思うところでございますけど、宿泊施設のみならず、広大な敷地を活用してアクティビティーな体験をできるような、人をもっと呼び込める、魅力あるエリアにしてほしいと。例えば、私も家族で行かせてもら

ったこともあるんですけど、国定公園だと思うんですけど、淡路島公園内にあるニジゲンノモリというのをご存じだと、分からないですけど、1回調べてください。ニジゲンノモリ、こういうイメージでございます。大きいジャングルジムがあったり、そういう、子どもたちが楽しめるような、アクティビティーな体験ができるようなものです。次、3番目、社会教育センターエリアから、どうしても、道の駅かつらぎ、しあわせの森公園というところのアクセスをつけていただきたいと、考えていただきたいと思います。例えば自動運転で、今いろいろとやっていますよね。自動運転で実走するようなカートとか、こういうバスとか、それをつなげられるような形を、一体として、エリアとして考えてもらえたらありがたいというところでございます。

4番、これは誰も欲しいかなと思うんですけど、温泉施設です。これは出るかどうか分からないですけど。温泉施設を併設するような、そういうような計画、もっといろいろあると思います。そやから、もっとコンテンツを広げて、ホテル誘致だけではなくて、その辺のエリアをいろんな活用ができるような形をしっかりと考えていっていただきたいと思います。いろいろ言いましたけど、市長、お伺いいたします。僕からの要望も踏まえて、市長の見解を伺いたいと思います。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 どうもご質問ありがとうございます。私が山下知事と会談し、そのときの話として、葛城市としての奈良県社会教育センター跡地の新たな活用についての考え方をお伝えいたしました。知事からは、県と市が連携して一緒にやっていこうというコメントをいただいたところでございます。令和6年度には、社会教育センターの跡地利用のみだけではなく、葛城インターチェンジエリア一帯のにぎわいづくりとなる基本構想も検討してまいりたいと考えております。葛城インター周辺エリアのまちづくりについては、葛城市が奈良県と連携しながら、しっかりと進めてまいりたいと思います。基本構想につきましては、いろんな案を折り込んでいきたいと考えておるところでございます。どうもありがとうございます。

川村議長 西川議員。

西川議員 温泉施設はどうでしょうか。そういうのは、具体的なやつはまたあれですけど、本当に奈良モデルというのは、今のところはあれですけど、奈良県の今の山下知事が、今、阿古市長の答弁にもありましたように、しっかりと協力して進めていくというふうにおっしゃっておりますので、ここはぜひとも、本当にスピード感あふれたような形で、アイデアも出して、僕らもしっかりとアイデアを出していきますので、これはきっちり進めていきたいと思っておりますので、明るい葛城市の未来のためにしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私からの質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、明日 8 日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前 9 時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 5 時 1 5 分